

資料2

葛飾区人権施策推進指針（改定版）

案

葛 飾 区

はじめに

(区長挨拶)

目次

I 葛飾区人権施策推進指針の改定にあたって	1
II 人権をめぐる現状と課題	2
1. 国内外の状況	2
(1) 国外の動き	2
(2) 国内の動き	2
2. 都の状況	3
III 葛飾区の人権施策推進指針	4
1. 理念	4
2. 基本目標	4
3. 人権課題の状況と施策の方向性	5
(1) 女性（男女平等）	5
(2) 子ども	9
(3) 高齢者	13
(4) 障害者	17
(5) 同和問題（部落問題）	21
(6) 外国人	24
(7) 疾病（HIV感染者・ハンセン病元患者等）	27
(8) 性自認・性的指向	29
(9) 犯罪被害者とその家族	32
(10) 就労にかかわる人権問題	34
(11) インターネットにかかわる人権問題	36
(12) 災害に伴う人権問題	38
(13) さまざまな人権問題	40
4. 身近な人権	43
(1) ライフステージと人権	43
(2) 生活と人権	44
IV 人権施策の推進に向けて	45
1. 啓発事業・教育・相談体制の充実	45
(1) 啓発事業の充実	45
(2) 人権教育・研修の充実	45
(3) 相談・支援体制の充実	46
2. 国・都との連携	46
3. 区民及び企業等との協働	46
4. 人権施策の推進の体制	46

資料編	47
1. 葛飾区人権施策推進指針策定経過	47
2. 葛飾区人権施策推進のあり方懇談会設置要綱	48
葛飾区人権施策推進のあり方懇談会委員名簿	49
3. 葛飾区人権施策推進本部会設置要綱	50

| 葛飾区人権施策推進指針の改定にあたって

葛飾区は、平成 20（2008）年 3 月に、「葛飾区人権施策推進指針」を策定し、この指針に基づき、これまでさまざまな人権施策に取り組んできました。

しかしながら、現在においても、女性や子ども、高齢者、障害者、同和問題等の差別や偏見をはじめとした人権課題が依然として存在しています。

また、近年では、社会情勢の変化に伴い、インターネット上の人権侵害やさまざまなハラスメント、性自認及び性的指向を理由とする差別や偏見、東日本大震災の発生を契機とした災害時における人権等の新たな人権課題が顕在化するなど、人権課題はより複雑かつ多様化しています。

一方、国は「誰一人取り残さない」という理念を掲げ、すべての人々の人権と多様性と包摂性のある社会の実現を目指す SDGs¹（持続可能な開発のための目標）の達成に向け、さまざまな分野での取組みを推進しています。

また、「障害者差別解消法」や「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」等の法の整備や人権にかかわるさまざまな施策を進めています。

さらに、東京都では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、人権尊重理念が実現された都市を目指し、平成 30（2018）年 10 月に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を施行し、人権施策への取組みを推進しています。

葛飾区においては、こうした人権を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、今後、あらゆる人権課題の解決に向けた各種施策をさらに推進するとともに、地域社会への人権尊重理念の一層の浸透を図るために、葛飾区人権施策推進指針の改定を行うものです。

¹ SDGs（エスディージーズ）：平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標
持続可能な世界を実現するため、貧困や飢餓の根絶、ジェンダー平等の達成等の 17 の目標と 169 のターゲットから構成される

II 人権をめぐる現状と課題

1. 国内外の状況

(1) 国外の動き

国際連合（国連）は、悲劇と破壊をもたらした2つの世界大戦の反省から、昭和23（1948）年に「世界人権宣言」を採択しました。以来、国連は、「人種差別撤廃条約」「国際人権規約」「女子差別撤廃条約」等を採択し、国際的な人権規範を整備し、人権が尊重される社会の実現に向けて取組みを進めてきました。

平成6（1994）年には、平成7（1995）年からの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議を行い、各国に対して、行動計画の実施に貢献すること等を求めました。その後、平成16（2004）年には、「人権教育のための世界計画」を策定し、終了期限を設げず3年ごとのフェーズ及び行動計画を策定しています。

また、平成18（2006）年には人権課題への対処能力を強化するため、「国連人事理事会」を新設し、日本も47理事国の一員に選任され、人権分野における国際貢献をより一層強化しています。

そして、平成18（2006）年に「障害者権利条約」や平成19（2007）年「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されるなど、人権課題の個別分野ごとの具体的な国際法の整備が進んでいます。

組織に関する国際規格の分野では、平成22（2010）年に発行されたISO26000²において、企業の社会的責任として「人権」が中核主題の一つとして位置づけられています。

また、平成27（2015）年に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発のための目標）では、「誰一人取り残さない」という理念を掲げ、すべての人々の人権の実現を目指すことが示されています。

(2) 国内の動き

我が国では、日本国憲法において、はじめて国民の基本的人権の尊重がうたわれました。日本国憲法では、基本的人権の尊重に関して、「平等権」「自由権」「社会権」「國務請求権」「参政権」と、大きく分けて5つの権利について規定しています。

² ISO26000：あらゆる組織（企業に限らない）の社会的責任に適用可能なガイドライン規格で、国際標準化機構が平成22（2010）年に発行

このような国民の基本的人権の享有を具体的に保障する日本国憲法の下で、人権に関する条約の批准や法の整備等が進められています。

また、人権教育・人権啓発という観点から「人権教育のための国連 10 年」を受けて、平成 9（1997）年に国内行動計画が策定され、さらに、平成 12（2000）年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体及び国民の責務等が具体的に定めされました。これを受け、各地方自治体では地域の実情に合わせたさまざまな取組みが進められています。

近年では平成 23（2011）年に「障害者虐待防止法」、平成 25（2013）年には「子どもの貧困対策法」「いじめ防止対策推進法」が制定され、平成 28（2016）年には「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が施行されるなど、各人権課題に関する法の整備が進んでいます。

2. 都の状況

東京都では、都が取り組むべき人権施策の基本理念や施策展開にあたっての考え方を示す「東京都人権施策推進指針」を平成 12（2000）年に策定し、平成 27（2015）年に改定しました。

新しい指針では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、国際都市にふさわしい人権が保障された都市を目指すこととともに、人権を取り巻く状況が複雑化・多様化していることを踏まえ、新しい人権課題を取り上げています。

平成 30（2018）年にはいかなる種類の差別も許されないというオリンピック憲章にうたわれる理念が広く都民に浸透した都市の実現を目指し、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定し、啓発・教育等の人権施策を総合的に実施しています。

また、人権が尊重される都市の実現を目指して、「東京都障害者への理解促進及び差別解消に関する条例」や「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」の施行等、さまざまな人権課題についての具体的な取組みも進められています。

III 葛飾区の人権施策推進指針

1. 理念

本指針は葛飾区における人権施策の基本的な考え方と方向性を示すものです。葛飾区は次に掲げる理念の下、人権施策を推進していきます。

**全ての政策・施策・事業を通じて、
互いの人権を尊重し、平和で平等な社会を実現します。**

2. 基本目標

理念に基づき、次の3つの基本目標を掲げ、これらの実現をめざして、さまざまな人権施策を推進します。

- 基本目標1 あらゆる差別や偏見がなく、すべての人の人権が尊重されるまちをめざします。
- 基本目標2 一人ひとりが持てる個性と能力を発揮して、その人らしい人生を生きられるまちをめざします。
- 基本目標3 誰もが互いの個性や違いを認め合い、共に支え合い生きる、多様性が尊重されるまちをめざします。

<基本目標の実現に向けて>

葛飾区では、誰ひとりとして、差別や偏見に苦しむことがなく、すべての区民が互いを尊重し、支え合い、幸せに生きることのできる社会をつくることをめざしています。

そのためには、すべての人々が多様性の尊重が個人にとっても組織や社会にとっても能力の発揮や価値の創造において重要であることを認識し、一人ひとりが違う個性を抱く存在であることを尊重し、差別や偏見を断固として許さず、多様性を積極的に評価する意識と行動につなげていくことが大切です。

葛飾区では、すべての区民が、多様性を尊重し、日々の生活の中で人権を尊重して生きること、人権意識を持って行動することができるよう、人権尊重理念が浸透した地域社会の実現に向けて、人権施策を推進してまいります。

3. 人権課題の状況と施策の方向性

(1) 女性（男女平等）

＜現状と課題＞

日本国憲法や世界人権宣言では、男女の同権・平等を定めています。わが国も批准した「女性差別撤廃条約」では、社会におけるさまざまな場面での女性差別の禁止を求めていました。

国は、「男女雇用機会均等法」「男女共同参画社会基本法」をはじめ、近年では「女性活躍推進法」の施行等、男女平等社会の実現に向けた法の整備を進めています。

しかし、令和元（2019）年の世界経済フォーラムが公表したジェンダー・ギャップ指数³では、日本は153か国中121位であり、まだまだ男女格差を改善していく必要があります。

長年の取組みにより、男女平等社会は少しずつ進展してきているものの、現在においても、男性中心の労働慣行や男女の役割分担を固定的に捉える人々の意識が根深く残っていること等から、女性の家事・育児・介護における負担は依然として重く、家庭や職場における男女格差は解消されていません。

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、DV）に対する全国の相談件数⁴は、依然として高水準で推移しており、近年、男性被害者が顕在化しているものの、被害者の多くが女性である状況が続いている。また、DVが子どもに与える影響は看過できず、児童虐待が相互に重複して発生していることを踏まえ、一体的に対応することも求められています。

職場においては、男女雇用機会均等法の改正等、女性が働きやすい環境の整備が進められていますが、セクシュアル・ハラスメント⁵やマタニティ・ハラスメント⁶等の問題が引き続き発生しています。令和元（2019）年の女性活躍推進法等の改正では、職場のパワー・ハラスメント⁷の防止対策の法制化等、ハラスメント対策の強化が図られ

³ ジェンダー・ギャップ指数：各国における男女格差を経済、教育、健康、政治の4つの分野のデータから得点化した数値

⁴ DVに対する全国の相談件数：配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数 114,481 件
警察における配偶者からの暴力事案等の相談件数 77,482 件
(内閣府、平成30（2018）年度)

⁵ セクシュアル・ハラスメント：相手が望まない性的な言動により不利益を受けたり、職場環境や生活環境が不快なものになること

⁶ マタニティ・ハラスメント：妊娠・出産・育児休業等に起因した職場でのいじめや嫌がらせ

⁷ パワー・ハラスメント：同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させる行為

ました。

また、最近では「デートDV⁸」、ストーカー行為、アダルトビデオ出演強要問題⁹や「JKビジネス¹⁰」等、若年層の女性が被害に遭う問題が発生しています。

＜区の状況及び取組み＞

葛飾区では、平成8（1996）年に「葛飾区女性行動計画」を策定して以降、平成16（2004）年には「葛飾区男女平等推進条例」を施行し、これまで、男女平等社会の実現に向けて、さまざまに取り組んできています。「第5次葛飾区男女平等推進計画」では、社会情勢や男女平等を取り巻く状況の変化を踏まえ、男性の家庭生活への意識啓発と参画支援や防災・まちづくりへの男女共同参画の推進等に取り組み、社会のあらゆる分野において、男女が協力し合える社会の実現を目指しています。

こうした取組みを続けてきましたが、葛飾区の審議会・委員会等の女性委員の割合は少しずつではありますが増加傾向となっており、女性の参画が進んできています。

DVへの取組みでは、平成26（2014）年に、配偶者暴力相談支援センター¹¹を男女平等推進センターに開設し、配偶者暴力の未然防止や相談支援等に取り組んできています。DV相談には、依然、多くの相談が寄せられており、複合的な困難を抱える事例や深刻な事例も多く、関係部署や関係機関との連携を図りながら、被害者の救済、支援を行っています。しかしながら、DV相談窓口に対する区民の認知度は5割弱に止まっているため、被害者が一人で悩みを抱え込むことがないよう、相談窓口のより一層の周知が必要です。

また、教員や保育士を対象とした研修の実施や講座、講演会、啓発紙の発行、男女平等推進センターでのイベント等を実施し、区民の男女平等意識・人権意識の向上に取り組んでいます。

区内最大規模の事業所である葛飾区役所では、「葛飾区職員仕事・子育て生きいき計画」を策定し、男女が仕事と家庭生活を両立できる環境の整備や女性活躍の推進を図り、地域における男女共同参画を牽引すべく取り組んでいます。その結果、平成30（2018）年度の男性職員の育休取得率は36.1%まで上昇しています。

⁸ デートDV：若年層（大学生や高校生等を含む）の結婚していないカップル間で起こる暴力や暴言

⁹ アダルトビデオ出演強要問題：詐欺や脅迫的な言動によって強制的にアダルトビデオに出演させられたり、その出演を拒否すると多額の違約金を請求され、アダルトビデオへの出演を余儀なくされたりする事案

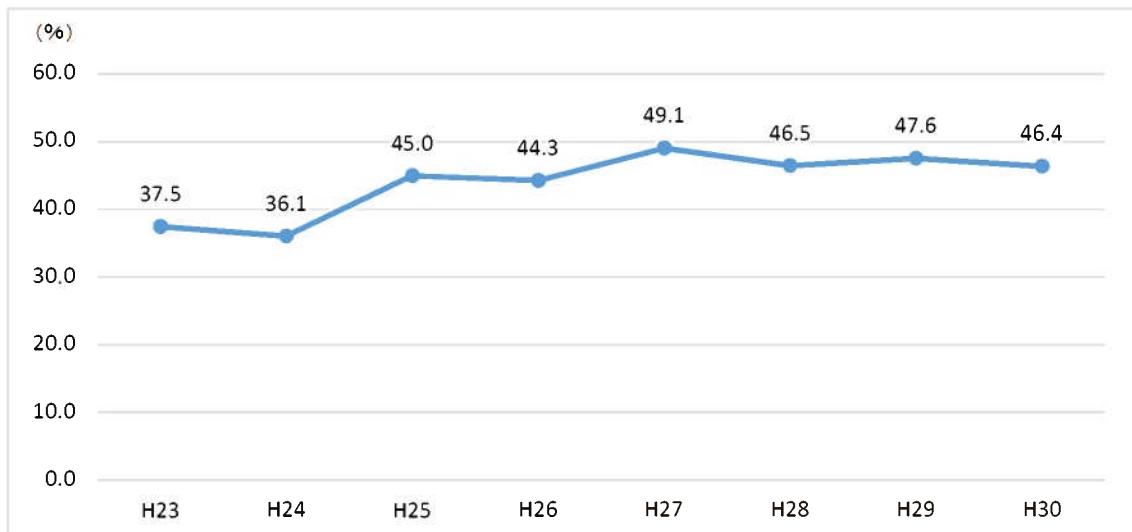
¹⁰ JKビジネス：女子高校生等によるマッサージ、会話やゲームを楽しませるなどの接客サービスを売り物とする営業形態

¹¹ 配偶者暴力相談支援センター：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング等を行う施設

表 女性（男女平等）に関する近年の主な動向

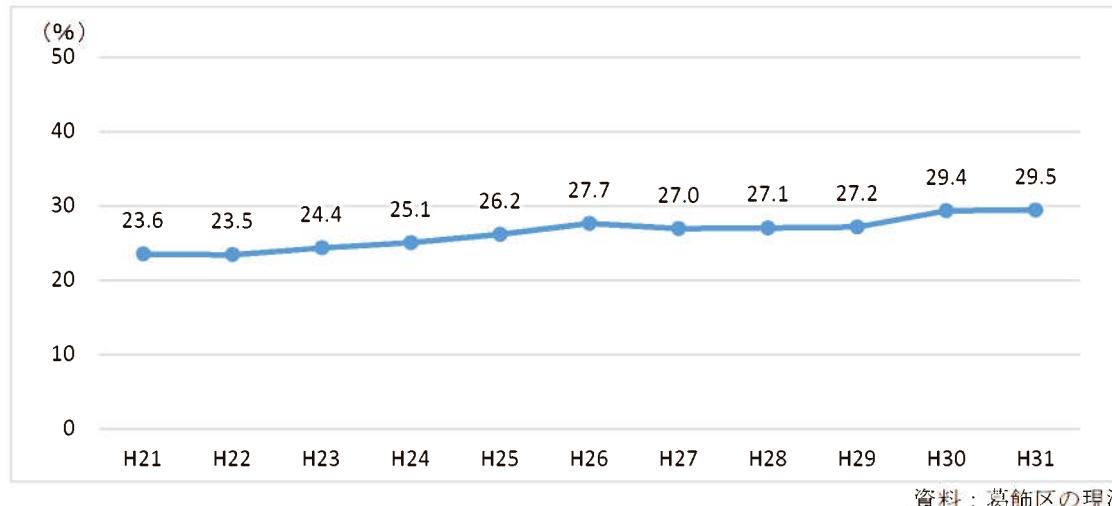
年次	国・東京都	葛飾区
H21(2009)		「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」策定
H24(2012)		「葛飾区男女平等推進計画（第4次）」策定（「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第2次）」を内包）
H26(2014)	国 「配偶者暴力防止法」改正、施行	「配偶者暴力相談支援センター」を葛飾区男女平等推進センターに開設
H27(2015)	国 「女性活躍推進法」施行	
H29(2017)	国 「ストーカー規制法」改正、施行 「男女雇用機会均等法」改正、施行 都 「特定属性接客営業等の規制に関する条例」施行	「葛飾区男女平等推進計画（第5次）」策定（「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第3次）」「葛飾区女性活躍推進計画」を内包）
H30(2018)	国 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行	
H31/R1 (2019)	国 「女性活躍推進法」改正、施行	

図 DV相談窓口（行政）の認知度



資料：葛飾区政策・施策マーケティング調査

図 葛飾区審議会・委員会等の女性参画状況（各年3月31日）



資料：葛飾区の現況

＜施策の方向性＞

- 「葛飾区男女平等推進計画」に基づき、女性の人権施策（男女平等）に取り組みます。
- ◇固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がともにその個性と能力を十分に發揮し、協力し合えるよう教育・啓発を推進します。
 - ◇男女共同参画社会の実現に向け、審議会等の意思決定の場への女性参画率をさらに高めます。
 - ◇男女がともに自らの希望に応じて、仕事と家事・育児・地域活動等の仕事以外の生活が調和した人生を生きることができるよう、男女それぞれの課題に応じた取組みを進めます。
 - ◇誰もが安心・安全な暮らしを送れるように、DVに関する正しい理解と認識を深める取組みを推進し、DV防止及びさまざまなハラスメント防止に向けた周知・啓発を図ります。区内事業所や企業に向けた周知・啓発にも取り組みます。
 - ◇DV被害者等の早期発見、安全確保及び自立に向けた支援及びDV防止への取組みを推進するため、関係各課や関係機関等との連携・協働に努め、相談支援体制の充実を図ります。また、被害者が一人で悩みを抱え込まず、早期に相談ができるよう相談窓口の幅広い周知を図ります。
 - ◇区役所は、区内最大規模の事業所として、男性職員の家庭生活への参画促進や女性の職業生活における活躍を推進し、地域における男女平等社会づくりを牽引します。

(2) 子ども

<現状と課題>

我が国では、子どもの権利や自由を保障し、子どもの最善の利益を考慮しなければならないとする「子どもの権利条約」を平成6（1994）年に批准し、平成28（2016）年には「子どもの権利条約」を基本理念として明記した改正児童福祉法が成立し、子どもが権利の主体として位置づけられました。また、子どもの人権を守るため、「児童虐待防止法」「いじめ防止対策推進法」等、さまざまな法の整備をしています。

しかし、少子化や核家族化に伴い、家庭や地域の子育て機能が低下するなど、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、児童虐待やいじめ等、子どもの人権が脅かされる社会問題が発生しています。

子どもの貧困は大きな社会問題となっており、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖しないようにすることが課題となっています。

全国的に児童虐待相談件数は増加し、虐待死等の重篤な事例も報告されていることを受け、国は、児童虐待防止対策の抜本的強化に向けた取組みを進めています。この中では、児童福祉法等の一部改正を行い、親権者等による体罰禁止規定を令和2（2020）年4月に施行するなど、子どもの権利擁護等への措置が講じられています。

また、学校におけるいじめや不登校も、依然として発生しています。文部科学省によると、平成30（2018）年度における全国の小学校から高等学校のいじめ認知件数は54万件を超え、過去最高を記録しました。そのうち小学校が約42万件で、全体の約8割にのぼり、いじめにより心身に重大な影響を及ぼす事例や自殺に追い込まれる事例が報告されています。近年では、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を利用したインターネット上のいじめも深刻化しています。

児童買春、インターネット上における児童ポルノの氾濫等も、子どもの人権を侵害する犯罪です。その多くは、携帯電話やインターネットの利用が関係しており、国は、「児童買春禁止法」「出会い系サイト規制法」等に基づき対策を行っています。

<区の状況及び取組み>

葛飾区では、平成14（2002）年に「葛飾区子育て支援推進プラン」を策定し、児童福祉や子育て支援に係る母子保健、教育、まちづくり等の施策を総合的に実施してきました。平成27（2015）年に策定した「葛飾区子ども・子育て支援事業計画」では、子ども・子育てを取り巻く諸問題に対して積極的に取り組むとともに、幼稚園・保育園における教育・保育・子育て支援の総合的かつ一体的な提供により、幼児期における健やかな育成を図っています。

平成 31（2019）年3月には、「葛飾区子ども・若者計画」を策定し、子ども・若者が抱える複合的で多岐にわたる課題を解決するため、子ども・子育て分野だけではなく、福祉、教育、保健・医療、雇用等、幅広い分野の施策を整理・体系化し、個別分野を超えた総合的な取組みを推進しています。

児童虐待については、平成 30（2018）年度における子ども総合センターの児童虐待相談件数は増加傾向が続いており、保護者の課題はもとより、子どもの心理、健康・発達や、法律に関する専門的知識等を要する複雑・困難なケースも増加しています。こうした中、葛飾区は、児童虐待への取組強化を図るため、令和 5（2023）年度に向けて、児童相談所・一時保護所の開設準備を進めており、子どもの最善の利益の確保を図るため、子どもの安全確保を第一に考えた支援体制づくりに取り組んでいます。

また、子どもが家庭で安心して暮らすには、子育てを担う保護者自身の安定が大切です。葛飾区は、区民が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、「ゆりかご葛飾¹²」を開設し、保健センターと子育て関連施設等が連携して、妊娠期から就学前までの切れ目のない支援を図り、保護者支援の充実と虐待防止や早期発見に取り組んでいます。

いじめについては、平成 30（2018）年度のいじめ認知件数は、325 件で、前年度と比較して、208 件増加しています。葛飾区では、平成 31（2019）年4月に施行した「葛飾区いじめ防止対策推進条例」や葛飾区や各学校が策定している「いじめ防止基本方針」の理解促進を図るとともに、学校や地域、家庭等が連携・協力ができるよう、体制整備を推進しています。学校では、定期的なアンケート等によるいじめの積極的な認知、学校いじめ対策委員会での組織的な早期解決、スクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣による相談体制の充実等により、いじめの未然防止、早期発見及び適切な対処等、いじめ対策の強化に取り組んでいます。

学校における人権教育では、「特別の教科 道徳」をはじめ、教育活動全体を通じて、人権感覚を身に付けた児童・生徒の育成を図っています。SNSを利用したインターネット上のいじめ防止対策として、情報モラルを身に付けるための指導を行うとともに、「SNSかつしかっ子ルール」を周知し、児童・生徒の健全育成やネットトラブル等の未然防止を図っています。教員については、児童や生徒一人ひとりの大切さを自覚し、個人の尊厳を重んじられるように、定期的な人権教育研修を実施するなど、理解促進や人権意識の向上を図っています。

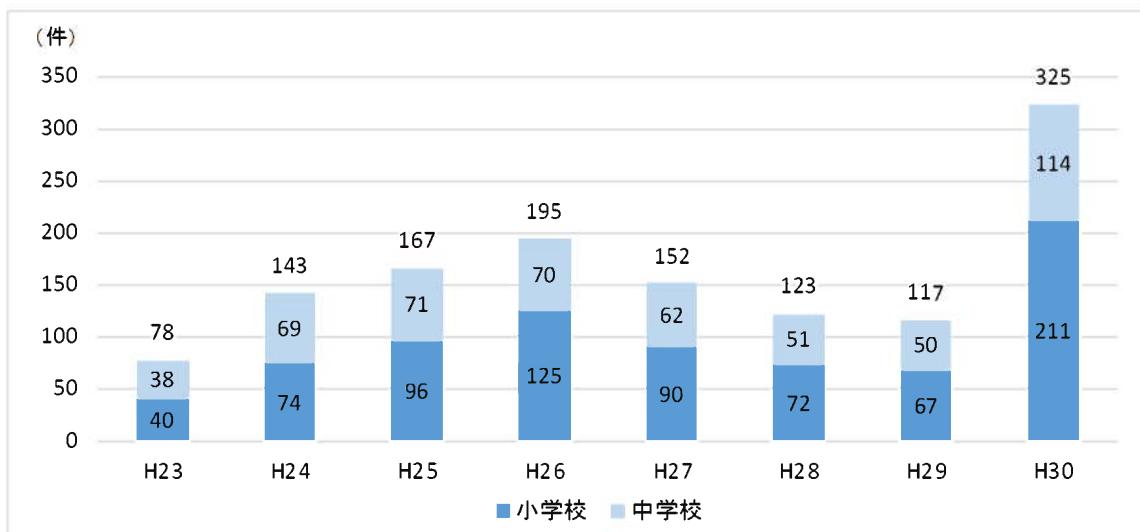
また、家庭の事情に左右されない学びを支援するため、全区立中学校において、放課後や長期休業中等に基礎学力と学習意欲の向上を支援する基礎学力定着講座の実施やすべての子どもが楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、特別支援教室を推進するなど、さまざまな教育ニーズへの対応を充実させています。

¹² ゆりかご葛飾： 妊娠届出時に助産師・保健師等の専門職による妊婦面接（ゆりかご面接）を実施するほか、乳幼児健康診査や産前・産後の母子を支えるさまざまな事業、医療と連携し就学前までの継続的な支援、保護者的心身の健康の保持促進を図るための教室、講座等を実施

表 子どもに関する近年の主な動向

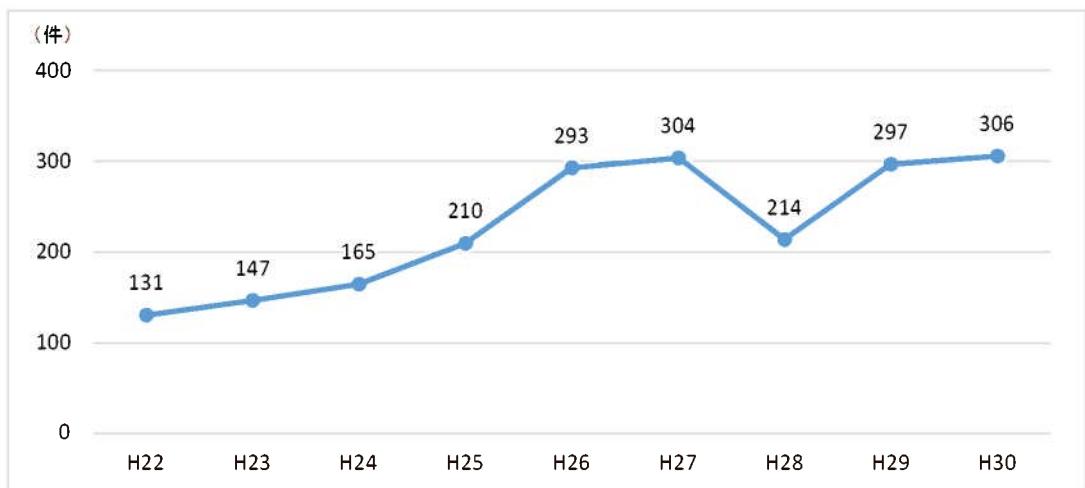
年次	国・東京都		葛飾区
H21(2009)	国	「青少年インターネット環境整備法」施行	
H22(2010)	国	「子ども・若者育成支援推進法」施行	
H25(2013)	国	「いじめ防止対策推進法」施行	
H26(2014)	国	「子どもの貧困対策法」施行 「児童買春禁止法」改正、施行	
	都	「東京都いじめ防止対策推進条例」施行	
H27(2015)	国	「子ども・子育て支援法」施行	
H28(2016)	国	「児童福祉法」改正、施行	
H29(2017)	国	「次世代育成支援対策推進法」改正、施行	
H30(2018)	国	「青少年インターネット環境整備法」改正、施行 「児童福祉法」改正、施行	
	都	「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」施行	
H31/R1 (2019)	国	「子ども・子育て支援法」改正、施行 「児童福祉法」改正、施行	
	都	「葛飾区いじめ防止対策推進条例」施行 「葛飾区いじめ防止基本方針」改定 「葛飾区子ども・若者計画」策定 「かつしか教育プラン（2019～2023）（葛飾区教育振興基本計画）」策定	

図 葛飾区立小・中学校のいじめ認知件数



資料：「葛飾区における児童・生徒の暴力行為、いじめ及び不登校の状況について」より作成

図 葛飾区子ども総合センターでの児童虐待相談件数



資料：子ども総合センター相談実績より作成

<施策の方向性>

- 「葛飾区子ども・子育て支援事業計画」「かつしか教育プラン」「葛飾区子ども・若者計画」に基づき、子どもの人権施策に取り組みます。
- ◇子どもや子育て家庭を支援し、子どもの最善の利益実現のため、地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指します。
 - ◇虐待やいじめ、不登校、発達・適応の課題、非行、貧困、ひきこもり等、子ども・若者が抱える複合的で多岐にわたる課題を解決するため、個別分野を超えた総合的な取組みを推進していきます。
 - ◇教育活動を通して、互いの人格を尊重し合い、差別や偏見、いじめを許さない人権感覚を身に付けた児童・生徒の育成を図ります。
 - ◇学校における人権教育を推進するとともに、児童・生徒一人ひとりの人権を尊重できるように、教員の人権教育研修の充実し、理解促進や人権意識の向上を図ります。
 - ◇行政、学校、家庭、地域が連携し、社会全体で子どもの健全育成に努めるとともに、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進します。
 - ◇児童虐待の対応等、子どもや保護者への支援を住み慣れた身近な地域で切れ目なく対応していくため、児童相談所・一時保護所を設置し、関係機関を含めた地域全体で子どもを守るための相談・支援体制の充実を図ります。
 - ◇児童虐待や養育困難をはじめとした子どもや家庭の問題に対し、「要保護児童対策地域協議会」を積極的かつ有効に活用し、「子ども総合センター」が中核となって、適切な子育てサービスをより円滑に提供する体制を構築します。

(3) 高齢者

<現状と課題>

我が国は、急速に少子高齢化が進んでおり、今後も高齢化率は上昇し続け、中でも後期高齢者の割合が高まると見込まれています。高齢者の増加に伴い、要介護者や認知症高齢者が増加しており、また、核家族化が進む中で、高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加しています。国は豊かな高齢社会を実現するため、「高齢社会対策基本法」「高齢者虐待防止法」「高年齢者雇用安定法」の改正等の法律を整備しています。このような法の整備が進む一方、地域における高齢者の孤立や高齢者虐待、消費者被害等、高齢者を取り巻く課題も多様化しています。

高齢者虐待について、厚生労働省の調査¹³によると虐待の要因としては、全国的には養護者¹⁴の介護疲れ・介護ストレスが1位となっていますが、世帯の経済的困窮や養護者の精神・身体的な困難等、複数の要因が推察されるケースも多くなっており、家族全体への支援が重要になっています。また、認知症や疾患、ライフイベントの変化などでセルフネグレクト¹⁵の状態になる高齢者も増加しています。課題を抱えた高齢者・家族にとっては、地域からの孤立も虐待やセルフネグレクトのリスクを高めると推察され、孤立しやすい社会環境も課題です。

また、養介護施設従事者等¹⁶による虐待についても、教育や知識、介護技術等の問題だけでなく、人員不足による職員のストレスや感情コントロールの問題等も推察でき、組織的な対応に加え介護サービスを取り巻く社会環境も課題として捉えることが必要です。

そのほか、年齢等を理由とした住宅確保が困難な状況、消費者被害等、さまざまな問題が発生しており、高齢者が自分らしく安心して生活していくために、各機関や地域が密に連携して支援することが重要となっています。

<区の状況及び取組み>

葛飾区の高齢者の状況は、平成31(2019)年4月1日現在で高齢者人口は113,496人、高齢化率は24.5%です。高齢者人口に占める前期高齢者の割合は47.3%、後期高齢者の割合は52.7%と、平成29(2017)年以降、後期高齢者の割合が前期高齢者の割

¹³ 厚生労働省の調査：平成29年度「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査

¹⁴ 養護者：高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

¹⁵ セルフネグレクト：通常の生活を維持するために必要な行為を行う意欲・能力を喪失し、生活環境や健康状態が悪化しても、周囲に助けを求める状態

¹⁶ 養介護施設従事者等：老人ホームや介護老人福祉施設などの養介護施設の業務に従事する者

合を上回っており、今後、後期高齢者の割合がさらに高まると見込まれています。

葛飾区では、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「地域包括ケアシステム¹⁷」の構築を進めています。「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」「住まい」が包括的・継続的に提供されるよう、それぞれの要素において支援やサービスを整備するとともに、これらを有機的に結ぶ連携のしくみの構築や支援を行うことが、高齢者の権利擁護の面からも重要だと考えます。

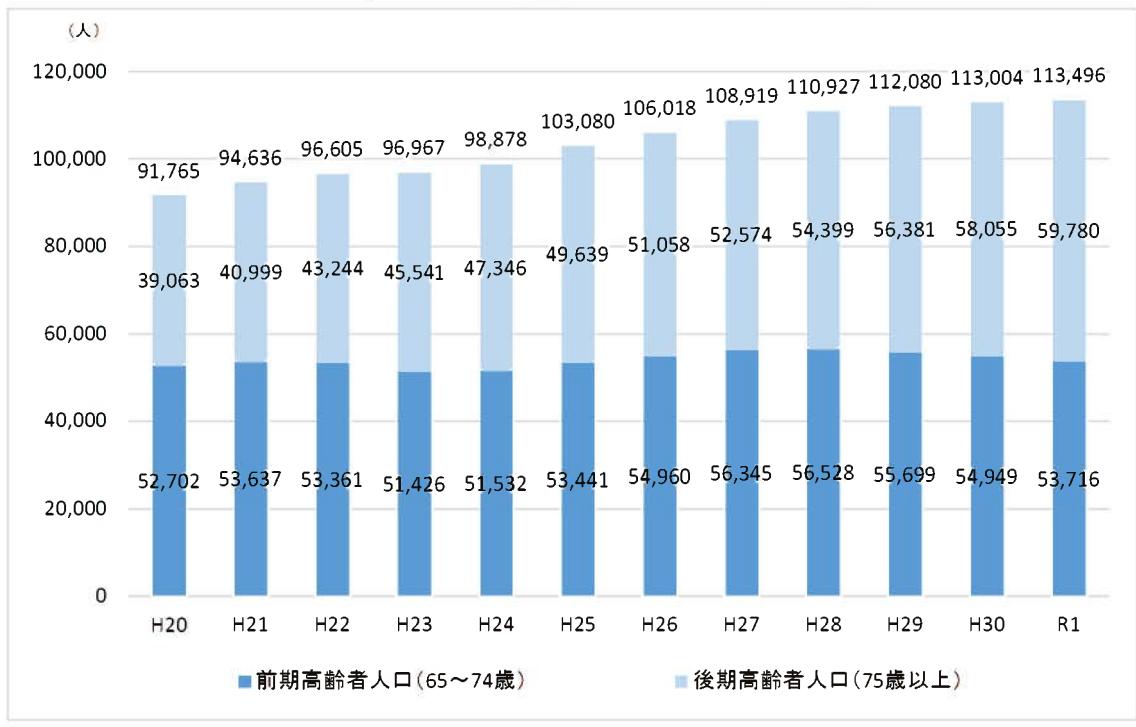
葛飾区においても、近年、年間 100 件を超える高齢者の虐待相談・通報が寄せられるほか、セルフネグレクトや地域からの孤立、消費者被害等さまざまな課題があります。こうした状況に対して、高齢者虐待については「高齢者虐待防止・養護者支援計画」を策定し、虐待予防、早期発見・相談支援体制の充実、養護者支援等のほか、成年後見センターを中心とした成年後見制度の充実に取り組んでいます。また、高齢者の社会参加・介護予防事業への参加の推進や生活支援分野や介護予防分野における、地域住民による助け合い・支え合い・自主活動を進める一方、消費者被害防止に向けた普及啓発活動や高齢者総合相談センターとの連携や民生委員等とも協力し、見守りを行っています。

表 高齢者に関する近年の主な動向

年次	国・東京都	葛飾区
H21(2009)		「第 4 期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定 「第 2 期葛飾区高齢者虐待防止計画」策定
H24(2012)		「第 5 期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定 「第 3 期葛飾区高齢者虐待防止計画」策定
H25(2013)	国 「高齢者雇用安定法」改正、施行	
H27(2015)		「第 6 期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定 「第 3 期葛飾区高齢者虐待防止計画」から「第 4 期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画」へ改定
H28(2016)	国 「高齢者虐待防止法」改正、施行 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行	
H30(2018)		「第 7 期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定

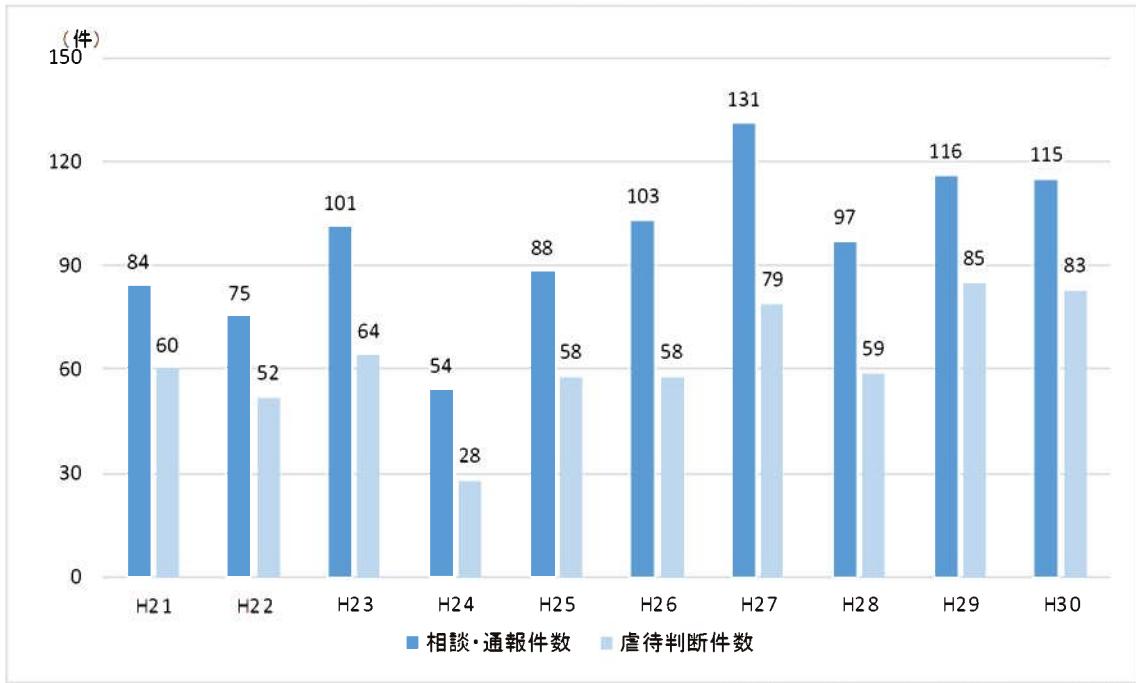
¹⁷ 地域包括ケアシステム：高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」「住まい」が切れ目なく一体的に提供される体制

図 葛飾区における高齢者人口（各年4月1日）



資料：葛飾区の世帯と人口

図 葛飾区の高齢者虐待相談件数



資料：高齢者支援課相談実績より作成

<施策の方向性>

- 「葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「高齢者虐待防止・養護者支援計画」に基づき、高齢者の人権施策に取り組みます。
- ◇高齢者が地域とのつながりや支え合いの中で、住み慣れたまちでいきいきと安心して暮らせるよう、関係機関の連携を推進するほか、区民や民間企業等による見守り等、高齢者が地域でつながりを深める取組みを支援します。
 - ◇健康づくりや介護予防への支援のほか、就労やこれまで培ってきた知識や経験等を活かした社会参加活動や生きがい活動への支援を充実します。
 - ◇判断能力等が低下しても、高齢者が安心して生活ができるよう高齢者の意思を尊重し、尊厳を守るために、権利擁護の取組みを推進します。また、権利擁護支援が必要な高齢者を早期に発見し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等のサービスの利用につなげるため、地域連携ネットワークの整備を進めます。
 - ◇虐待ゼロの地域社会づくりに向けて、虐待の未然防止や早期発見、早期支援を図り、養護者への支援や高齢者と家族が孤立しないよう地域による支援体制を強化するほか、家族全体の支援を進めるため、関係機関との連携を強化します。また、介護サービス事業従事者に対する虐待防止等の研修を実施し、介護人材のスキルアップを図り、養介護施設従事者等による虐待予防につなげていきます。
 - ◇認知症の早期発見・早期支援事業、徘徊対策等を推進するほか、地域における認知症高齢者への理解促進を進め、認知症の方やその家族が、地域の中で安心して暮らせる認知症共生社会を目指します。
 - ◇道路や施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化について、地域や関係機関との連携により取組み、高齢者が積極的に活動できるまちづくりを推進します。

(4) 障害者

<現状と課題>

平成 18（2006）年 12 月に、国連総会で「障害者の権利に関する条約」が採択され、国は、平成 19（2007）年 9 月に条約に署名し、平成 26（2014）年 1 月に批准しました。批准に先立ち、平成 23（2011）年 8 月に「障害者基本法」が改正され、平成 25（2013）年 6 月に「障害者差別解消法」が成立するなど、国内法の整備が進められてきました。

平成 28（2016）年 4 月に「障害者差別解消法」が施行され、障害を理由とする不当な差別的扱いが禁止されるとともに、社会的障壁（バリア）を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められることになりました。これは、「障害」が個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって生ずるものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという社会モデルの考え方を踏まえたものです。

また、平成 28（2016）年 4 月に「障害者雇用促進法」が一部改正され、雇用分野における障害を理由とする差別的取扱いが禁止されるとともに、事業主に対し合理的配慮の提供が義務づけられました。さらに、平成 30（2018）年 4 月から法定雇用率の算定基礎の対象に、従前の身体障害者・知的障害者に加え、新たに精神障害者が加えされることになりました。

しかし、障害者にとって日常生活又は社会生活を営むうえでさまざまな社会的障壁が依然として存在しています。

雇用分野に関しては、募集や採用、賃金、配置、昇進、教育訓練等のさまざまな局面で、障害者であることを理由に不利な条件を設けるなど、障害者であることを理由とする差別事例の報告があります。

障害者虐待の防止に関しては、平成 24（2012）年 10 月に「障害者虐待防止法」が施行されました。同法は、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者等に障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課すなどとしています。しかし、障害者福祉施設の従事者や勤務先の使用者等から暴力を受けたり、賃金が支払われなかったりするなど、障害者に対する身体的・経済的虐待等の事例報告が、依然としてあります。

○障害者にとって日常生活又は社会生活を営むうえでのさまざまな社会的障壁（バリア）

- ・事物…通行や利用がしにくい施設、設備等（例：入口の幅が狭く、車いすで通れない）
- ・制度…利用しにくい制度（例：障害があると加入できない会員規約 等）
- ・慣行…障害のある方の存在を意識していない慣習や文化等（例：講演会の申込先が電話番号しか示されていないため、聴覚・言語障害者が申し込みない 等）
- ・観念…障害のある人への偏見等（例：障害のある人は、〇〇と思うに違いない 等）

＜区の状況及び取組み＞

葛飾区では、平成 30（2018）年度からの「葛飾区障害者施策推進計画・第5期葛飾区障害福祉計画・第1期葛飾区障害児福祉計画」に基づき、「自立生活支援」「就労支援」「育成支援」「地域で支えあうまちづくり」を基本目標とし、障害者施策を推進しています。

障害者が自立した生活を送るためには、個々の障害者のニーズに対応した適切なサービスが提供されなければなりません。最近では、身体障害と精神疾患を併せ持つ人からの相談や、高次脳機能障害や発達障害等の専門的な知識が求められる障害に関する相談が増えています。このような多様な障害に関する相談に対して適切に対応していくため、葛飾区と民間の相談機関が各々の専門性を發揮し相互に連携した相談支援体制の構築に向けて取り組んでいます。

近年、精神障害者手帳所持者数が増加しています。精神障害者は、疾患と障害を併せ持つ人が多いため、葛飾区では、精神障害者が地域で生活を送ることができるよう、医療機関、訪問看護ステーション、障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携し、精神疾患の早期発見と確実な治療継続及び障害に関する相談支援に努めています。

権利擁護の取組みとしては、「障害者虐待防止法」の施行を受け、障害者権利擁護窓口を設置し、障害者の虐待に関する相談支援体制を整備し、障害者の虐待に関する相談に対応しています。

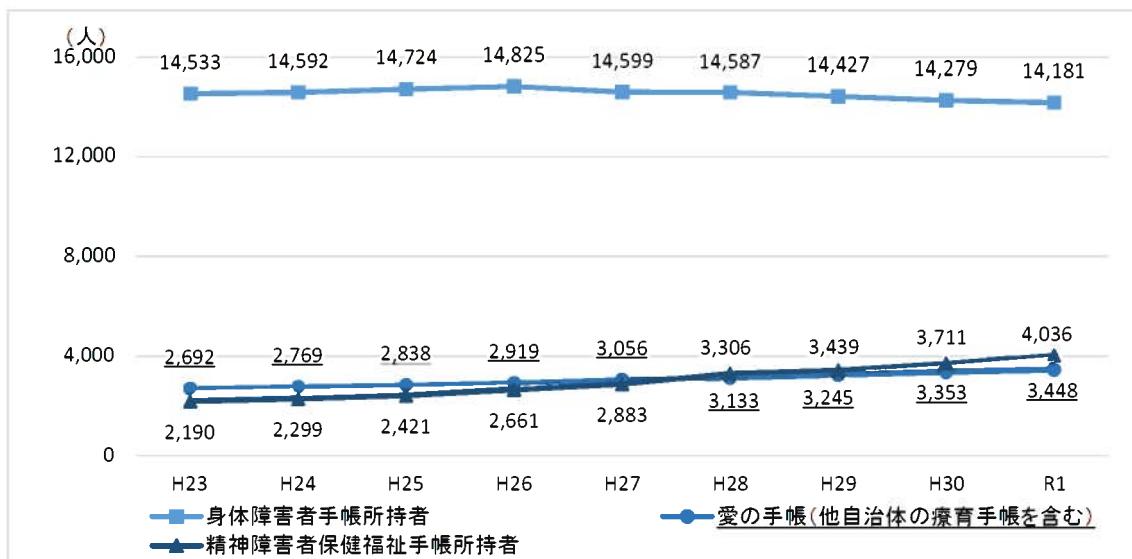
障害者差別の解消に向けては、地域における障害者差別に関する情報を共有し、障害者差別の解消に向けた取組みを効果的かつ円滑に行うために、葛飾区の障害者施策を総合的に推進する「葛飾区障害者施策推進協議会」を「障害者差別解消支援地域協議会」と位置づけました。また、その専門部会として、「差別解消部会」を設置しています。同部会は、区内の障害者団体代表者と区職員とで構成し、障害者差別解消の推進に向けた情報交換・意見交換等を行っています。さらに、障害者差別に関する相談窓口として、不当な差別的取扱いや合理的配慮に関する相談に対応しています。

その他、「障害を理由とする差別の解消推進に関する葛飾区職員対応要領」を策定し、職員研修も実施しています。また、平成 31（2019）年4月には「葛飾区手話及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を制定し、手話及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備し、障害者の社会参加を促進し、すべての区民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組みを進めています。

表 障害者に関する近年の主な動向

年次	国・東京都	葛飾区
H21(2009)		「第2期葛飾区障害福祉計画」策定
H23(2011)	国 「障害者基本法」改正、施行	
H24(2012)	国 「障害者虐待防止法」施行	「葛飾区障害者施策推進計画・第3期葛飾区障害福祉計画」策定
H25(2013)	国 「障害者総合支援法」施行 「障害者優先調達推進法」施行	
H26(2014)	国 「障害者の権利に関する条約」締結	
H27(2015)		「第4期葛飾区障害福祉計画」策定
H28(2016)	国 「障害者差別解消法」施行 「障害者雇用促進法」改正、施行 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行	
H29(2017)		「障害を理由とする差別の解消推進に関する葛飾区職員対応要領」策定
H30(2018)	都 「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」施行	「葛飾区障害者施策推進計画・第5期葛飾区障害福祉計画・第1期葛飾区障害児福祉計画」策定
H31/R1 (2019)		「葛飾区手話及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」施行

図 葛飾区内の障害者手帳所持者数（各年4月1日）



資料：葛飾区の現況及び保健予防課実績より作成

<施策の方向性>

- 「葛飾区障害者施策推進計画・葛飾区障害福祉計画・葛飾区障害児福祉計画」に基づき、障害者の人権施策に取り組みます。
- ◇多様な障害に関する相談に対して適切に対応するため、葛飾区と民間の相談機関が各自の専門性を發揮するとともに、相互に連携して、障害者や家族が安心して相談できる相談支援体制を構築します。
 - ◇すべての区民が障害の有無にかかわらず、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者差別解消の取組みを進めるとともに、障害者を取り巻く周囲の人の障害への理解を促進します。
 - ◇障害者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活していくことができるよう、葛飾区や民間団体が実施する事業やイベントを通して障害への理解を深めるとともに、障害のある人もない人も同じ時間を共有し、相互に交流する機会をつくります。
 - ◇障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くため、「社会モデル」の考え方に基づく合理的配慮の理解促進に向けて、広く区民・事業者に対する普及啓発を行います。
 - ◇判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の積極的な利用の促進を図ります。
 - ◇葛飾区の機関や福祉施設が連携し、障害者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障害者の保護に取り組みます。
 - ◇誰もが安全に外出しやすい環境の整備のために、自転車通行空間の整備、公園内へのだれでもトイレの設置等、建築物等のバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきます。
 - ◇一人ひとりが持つ可能性や能力を十分に発揮できるよう、就労意欲のある障害者に対して、一般就労や福祉的就労を支援します。
 - ◇特別支援学校の卒業生等、施設における日中活動を希望するすべての障害者に日中活動の場を提供することを目指して、施設整備の促進を図ります。
 - ◇課題が顕在化し保護者がそれを認識し始めた時期から就学期に至るいづれの時期においても、保護者が抱える不安や悩みを受け止め、子どもと保護者が直面している課題と、将来についての見通しの双方に対応できるような支援体制の構築を目指して、相談支援体制を充実させます。
 - ◇障害のある方が障害の種別や程度にかかわらず住み慣れた地域で生活していくために必要な社会資源について、整備の促進を図ります。

(5) 同和問題（部落問題）

<現状と課題>

○被差別部落とは

江戸時代以前の身分制度の下、武具・馬具をはじめ、当時の生活用品に不可欠な皮革を作る仕事を専門的に担ったり、地域の警備を行うなど、当時の暮らしに欠かせない役割を果たしてきたものの、「けがれ」といふとされ、「平民」とは異なる身分とされてきた人々が居住している場所（部落）であるために、差別の対象となってきた地域のことです。

明治4（1871）年、「解放令」が出され、制度上はそれまでの身分から解放されることになりましたが、長年にわたって形成されてきた差別意識によって、部落に居住する人々、部落にルーツを持つ人々、部落と見なされた人々に対して、日常生活や、結婚・就職などの場面において、部落差別が引き起こされました。

○同和問題（部落問題）とは

部落差別によって、人間として当然保障されるべき基本的人権を奪われてきたという、社会問題のことを指します。部落差別を生み出す社会を変革しようと、部落の人々をはじめ、これまで多くの人々が努力を重ねてきましたが、現代においてもさまざまな形で部落差別が生じています。

国は同和問題の解決を図るため、特別措置法¹⁸に基づいた地域改善対策を実施し、同和地区の生活環境は整備・改善され、住民の生活水準も向上しました。

しかし、今もなお被差別部落出身という理由で、周囲から結婚を反対されるなどの差別や偏見が依然として存在しています。就職にあたっては、公正な採用選考が求められているものの、毎年、本籍地や家族の職業など本人の適正や能力に関係のないことを応募関係書類に記入させたり、面接でたずねるといった違反事例が後を絶ちません。

結婚差別や就職差別につながるおそれのある身元調査を目的とした戸籍謄本等の不正取得事件や不動産取引にあたり土地調査を行う事件、公共施設等に差別落書きや貼り紙を行うなどの差別行為も発生しています。

さらに近年では、情報化の進展により、インターネット上において、被差別部落出身者を差別する書き込みや特定地域を被差別部落であると指摘するなどの深刻な差別事件が発生しています。こうした情報は、不正確なものであっても急速に拡散し、部落差別

¹⁸ 特別措置法：被差別部落の環境改善と差別解消を目的として、昭和44（1969）年から13年間にわたり、「同和対策事業特別措置法」が施行された

その後、昭和57（1982）年「地域改善対策特別措置法」が制定され、幾度かの改正を経た後、平成14（2002）年3月31日に失効した

に対する無知・無理解と相まって、差別の助長や誘発につながりかねない重大な問題となっています。

一方で、同和問題を口実に不当な要求をする「えせ同和行為」は、誤った認識を植え付け、解決の妨げになっています。

こうした状況から、平成 28（2016）年 12 月に、部落差別解消に向けた国及び地方公共団体の責務を明らかにした「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。第 1 条には、現在も部落差別が存在すること、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じていることが明示されています。

＜区の状況及び取組み＞

葛飾区では、部落差別の解消に向けて、当事者団体と連携・協力し、これまでさまざまな施策を実施してきました。長年、区民への啓発事業や人権教育、職員研修等、正しい知識の普及と理解促進に向けた取組みを積極的に進めてきています。

しかしながら、平成 30（2018）年度の葛飾区世論調査では、3割の人が同和問題を「知らない」と回答しており、理解が十分に進んでいるとは言えない状況です。

また、区内の電信柱、看板、公共施設内等への差別落書きや、差別的な内容が書かれたはがきが区役所等に送りつけられるなど、差別事件が断続的に発生しています。平成 27（2015）年～平成 29（2017）年には、46 件の差別落書きが連続して発見されるという悪質な事件も起こっています。過去には、行政書士等における戸籍謄抄本等不正取得事件も発生しています。なお、戸籍謄抄本等不正取得については、不正取得が発覚した場合、被害にあった本人に告知をする制度を設け、不正請求した者が所属している資格者団体に対して、再発防止への取組みを行うよう、要請を行うこととしています。

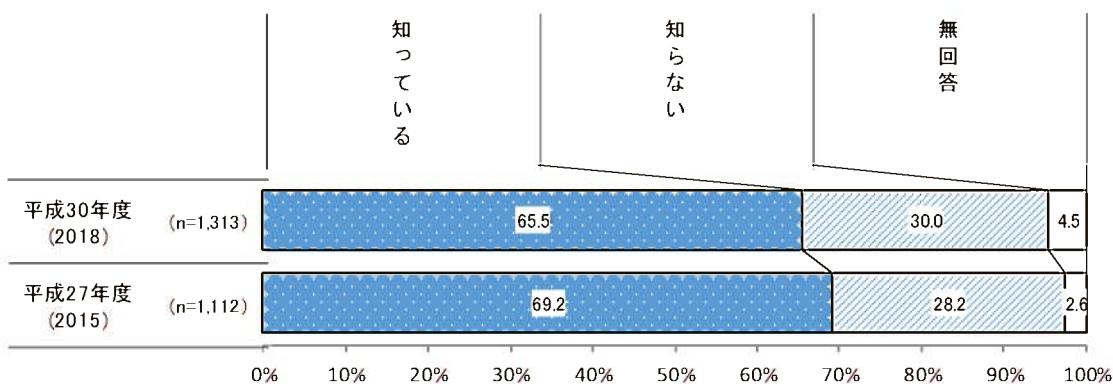
学校教育では、部落差別をはじめとするあらゆる差別や偏見をなくし、お互いの人権を認め合う人権教育を推進しています。また、教員の人権意識を高めるため、教職員に対する人権同和教育研修を定期的に実施しています。

また、青少年等が同和問題への理解を深める生涯学習事業や被差別部落出身者等の抱える問題の解決を図るための同和相談事業も実施しています。

表 同和問題（部落問題）に関する主な動向

年次	国・東京都		
S44(1969)	国	「同和対策事業特別措置法」施行	
S57(1982)	国	「同和対策事業特別措置法」失効 「地域改善対策特別措置法」施行	
S62(1987)	国	「地域改善対策特別措置法」失効 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行	
H9(1997)	国	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」改正、施行	
H14(2002)	国	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効	
H28(2016)	国	「部落差別解消推進法」施行	

図 同和問題の認知度



資料：平成30年（2018）度葛飾区世論調査

<施策の方向性>

- ◇ 「部落差別解消推進法」に基づき、部落差別についての正しい知識・理解を深め、差別や偏見を解消し、人権意識の普及を図るための啓発活動を推進します。さまざまな情報媒体や手法により、効果的な啓発活動に努めるとともに、企業等に対しても、普及啓発を図っていきます。
- ◇ 学校教育では、人権感覚を育む学習内容・指導方法の充実に努め、同和問題をはじめとするあらゆる差別や偏見をなくし、お互いの人権を認め合う人権教育を推進します。また、教職員に対する人権教育研修の実施、充実を図ります。
- ◇ 部落差別を理由とする就職差別等の差別事案に対しては、国・都並びに関係機関等との連携・協力のもと、迅速かつ適切な対応を図ります。とりわけ、インターネット上の情報の掲載等で悪質な差別事案については、実態把握による早期発見に努めるなど、対応強化を図ります。また、就職における採用選考にあたっては、就職差別の撤廃に向けて、ハローワーク等と連携し、公正採用選考の周知徹底に努めます。

(6) 外国人

<現状と課題>

我が国では、昭和 54（1979）年に「国際人権規約」を批准するとともに、「難民条約」「人種差別撤廃条約」に加入するなど、外国人の人権保障の取組みを進めてきました。

平成 30（2018）年末の在留外国人数は、273 万 1,093 人で過去最高を記録しています。「出入国管理及び難民認定法」の改正により、就労を目的とする新たな在留資格が設けられ、日本で暮らす外国人はさらに増加が見込まれております。こうした外国人が地域社会の構成員として、国籍等にかかわらず、日本人とともに活躍し、安心して暮らすことのできる多文化共生の地域社会づくりが求められています。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を迎えることもあり、日本に訪れる外国人は年々増加しています。

このように、今後、多様な国の人々はどう共生していくのかが問われている中、令和元（2019）年には、日本に居住する外国人が日本語を習得する機会を確保し、日常生活や社会生活を円滑に行うことができるよう支援するための「日本語教育の推進に関する法律」が施行されました。

一方、外国人に関しては、言語、文化、宗教、生活習慣等の違いや無理解から差別や偏見があり、店への入店拒否やアパートやマンションへの入居拒否、労働条件で差別的な取扱いを受けるなど、さまざまな人権課題が発生しています。

また、近年では、ヘイトスピーチと言われる特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動が問題になっています。ヘイトスピーチに関しては、国連の人種差別撤廃委員会から日本政府に対し、「人種差別撤廃条約」に基づき対処の勧告があり、平成 28（2016）年には、「ヘイトスピーチ解消法」が成立、施行され、日本以外の国や地域の出身者への不当な差別的言動を解消するための基本理念や基本施策が示されました。

東京都は「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」において、ヘイトスピーチ解消に向けた取組みを推進するため、公の施設の利用制限、拡散防止措置、事案等の公表、第三者機関（審査会）の設置等を明記しています。

<区の状況及び取組み>

葛飾区の外国人区民の状況は、平成 31（2019）年 4 月 1 日現在で 21,839 人、全人口の 4.7% に上ります。平成 30（2018）年 12 月時点において、在留外国人総数は全国市町村の中で 12 番目で、年々増加しています。そのため、それぞれの国の文化や習慣の違いを理解し合い、外国人区民にも暮らしやすい地域となるよう、語学・多文化理解講座の開催や外国人向け生活ガイドブック等の外国語による情報提供、外国人生活相談

等を実施しています。

学校では、日本語の習得が必要な児童や生徒に向けて「にほんごステップアップ教室」や「日本語学級」等での指導を行い、早期に通常の授業についての学習理解や日本の生活習慣の理解ができるよう支援しています。

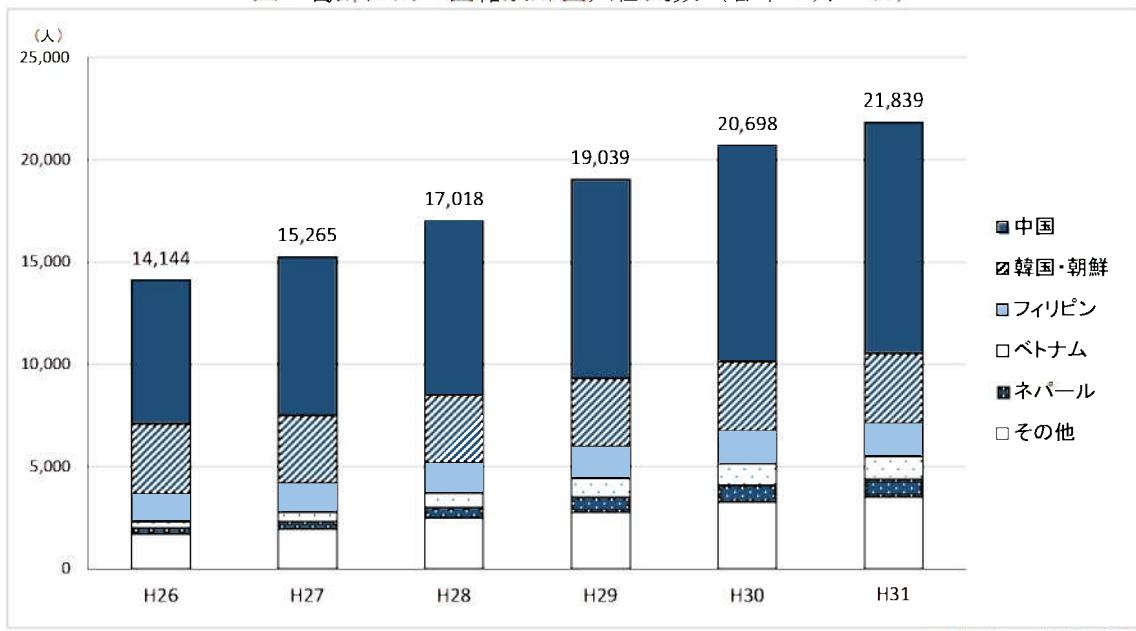
また、区役所の窓口での対応をスムーズに行うため、通訳スタッフの配置や職員を対象とした「やさしい日本語研修の実施」のほか、広報紙やわたしの便利帳の多言語化、区ホームページの翻訳機能等、外国人区民が住みやすいまちづくりを推進しています。

ヘイトスピーチの解消に向けた啓発活動等にも取り組んでいます。

表 外国人に関する近年の主な動向

年次	国・東京都	
H24(2012)	国	「住民基本台帳法」改正、施行（外国人登録法・外国人登録制度廃止）
H28(2016)	国	「ヘイトスピーチ解消法」施行
H31/R1 (2019)	国	「出入国管理及び難民認定法」改正、施行 「日本語教育の推進に関する法律」施行

図 葛飾区内 国籍別外国人住民数（各年4月1日）



資料：葛飾区の現況

<施策の方向性>

- ◇多様な文化や民族の違いを理解して認め合い、誰もが個性と能力を發揮できる暮らしやすい環境を整備するなど、多文化共生社会の実現を目指します。
- ◇外国人との交流を進め、文化・習慣に対する相互理解を深めるために、語学講座や多文化理解講座、国際交流まつり等を実施し、外国人区民と日本人区民との交流を広げます。
- ◇外国人生活相談や行政サービスの多言語対応の充実のほか、やさしい日本語の普及を図ります。
- ◇特定の民族や国籍の人々をおとしめたり、差別や暴力行為をあおったりする言動、いわゆるヘイトスピーチがなくなるよう、国、都等と連携し、意識啓発に努めます。

(7) 疾病（HIV感染者・ハンセン病元患者等）

＜現状と課題＞

疾病にかかっている人の中には、知識や理解の不十分さ等に起因する差別や偏見によって、社会生活の中で苦しんでいる人が少なくありません。周囲の偏見の目をおそれ、自らの疾病等についてカミングアウト¹⁹できず、生きづらさを抱えている人もいます。これらの人権侵害をなくすためには、疾病に対する正しい知識と理解を深めることや、プライバシーに配慮することが必要です。

HIV感染・エイズ

エイズは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染し、免疫が低下することによって発症する病気で、東京におけるHIV感染者、エイズ患者は増加しています。完治させる方法はまだありませんが、感染を早く知り、適切に治療を行えば、エイズの発症を抑えるなどのコントロールが可能であり、感染する前とほぼ同じように生活をすることができます。

HIVは、日常生活で感染することはありますが、誤った知識や無理解から、就職をはじめ、一部の医療機関での診療拒否や福祉施設等の利用拒否等、日常生活で差別や偏見が見られます。

ハンセン病

ハンセン病は、らい菌によって起こる皮膚と末梢神経の病気ですが、感染力は非常に弱く、現在は外来治療だけで確実に治癒します。かつて不治の病あるいは遺伝病として考えられ、昭和6（1931）年以降、患者は法律により療養所へ強制隔離され、家族も厳しい差別や偏見にさらされていました。

平成8（1996）年、ハンセン病患者を隔離することを認めた「らい予防法」は廃止されましたが、平成10（1998）年に元患者が国に対し、差別や偏見を助長する原因となつた隔離政策を続けたことについて責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が提訴され、平成13（2001）年に原告勝訴の判決が下されました。判決後、ハンセン病患者や回復者の名誉回復の取組みが行われていますが、入所者に対するホテル宿泊拒否事件が起こるなど、現在でもハンセン病元患者やその家族に対する差別や偏見は根強く残っています。

平成28（2016）年には、ハンセン病患者に対する隔離政策が家族に対する差別や偏見も助長したとして、元患者の家族が、国の損害賠償と謝罪を求めて提訴し、令和元（2019）年に原告勝訴の判決が下されました。これに伴い、「ハンセン病元患者家族に

¹⁹ カミングアウト：自分が、社会一般に誤解や偏見を受けている（同性愛者などの）少数派の主義・立場であることを公表すること

対する補償金の支給等に関する法律」が成立し、また、「ハンセン病問題基本法」も改正され、差別禁止や名誉回復、福祉増進の対象に元患者だけでなく家族も追加されました。

その他

感染症は、人々の間に差別や偏見を生じることが少なくありません。従来の感染症のほか、今後も、新型インフルエンザ等の新たな感染症やさまざまな疾病について、差別や偏見が生じてしまうおそれがあります。

<区の状況及び取組み>

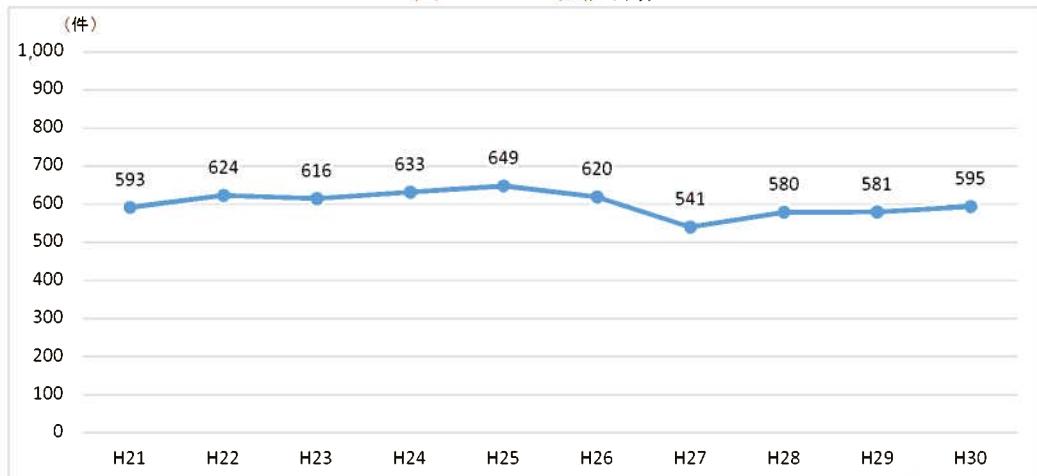
葛飾区のエイズ相談件数は、平成 21 (2009) 年には 593 件あり、その後増加し 600 件を超えたが、近年では 600 件未満で推移しています。

葛飾区では、相談や無料でのHIV検査の実施や、電話で健康に関するさまざまな相談（健康ホットラインかつしか）や神経難病専門医による相談を実施しています。

表 疾病（HIV感染者・ハンセン病元患者等）に関する近年の主な動向

年次	国・東京都	
H21(2009)	国	「ハンセン病問題基本法」施行
H31/R1 (2019)	国	「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行 「ハンセン病問題基本法」改正、施行

図 エイズ相談件数



資料：葛飾区の現況

<施策の方向性>

- ◇疾病への正しい理解を深めて、差別や偏見をなくすため、啓発等を行います。
- ◇若年層を中心にエイズやHIVに対する正しい理解を深め、差別や偏見をなくすため、啓発等の充実を図ります。また、相談や無料でのHIV検査の実施等、支援体制の充実を図ります。

(8) 性自認・性的指向

<現状と課題>

性は、男と女の2つに分けられるものではなく、多様なものです。しかし、性の多様性に対する社会の理解が不十分であるため、自身の性自認や性的指向について、悩みや困難を抱える当事者は誰にも相談できず、たとえ打ち明けた場合でも、家族にさえ理解されず、周囲から興味本位で見られたり、職場や学校で嫌がらせを受けるなど、差別や偏見に苦しみ、社会的な孤立を深めてしまう場合が少なくありません。

当事者の多くは、自身の性自認や性的指向を隠して生活をしているため、周囲からはなかなか気付くことができません。一方で、誰かに打ち明けたことで、アウティング²⁰により、その人が居場所を失ったり、自殺に追い込まれることもあります。「自殺総合対策大綱」には、セクシュアル・マイノリティについて、社会や地域の無理解や偏見等の社会的要因によって自殺念慮を抱えることがあることを踏まえ、支援の充実を図ることが示されています。

性自認や性的指向に関して困難を抱える当事者にとって、性自認や性的指向にかかる情報は、個人情報として保護されるべき情報です。

「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関する雇用管理上講ずべき措置についての指針（セクハラ指針）」では、セクシュアル・マイノリティへのセクハラも同指針の対象であることを明示しています。さらに、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する雇用管理上講ずべき措置等についての指針（パワハラ指針）」において、性的指向や性自認に関する差別的な言動やアウティング等の防止対策等が雇用管理上の措置の対象となることが明記され、令和2（2020）年6月から事業者（300人以下の事業者は令和4（2022）年4月から）の義務となりました。

東京都は、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」において、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いの禁止を明記し、性自認及び性的指向に関して、基本的な考え方、これまで取り組んできた施策、今後の方向性等を明らかにするため、令和元（2019）年に「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定しました。

性自認

性自認とは、自分自身の性別を自分でどのように認識しているかを示す概念です。多くの人は、性自認、身体の性、自分の性別をどのように表現するのかは、女性・男

²⁰ アウティング：本人の承諾なく、本人以外の人が、その人の公にしていない性自認や性的指向等の秘密を他の人に言うこと

性のどちらかで一貫しています。しかしこれらの性が一貫しておらず、違和感をもつ人がいます。

日本では、「性同一性障害特例法」により、性同一性障害²¹であって、一定基準を満たす場合は、性別の変更の審判を受けることができるとされていますが、性別適合手術を受ける必要があり、身体的負担や金銭的負担が大きく、解消できないまま生活している人もいます。令和元（2019）年、WHO（世界保健機関）は性同一性障害を「精神疾患」から外し、「性の健康に関する状態」という分類に入れるとともに、名称も「性別不合」（仮訳）に変更しました。これにより、障害や疾患ではなく、性に係る状態として位置づけられることとなり、そのことを踏まえた啓発等の取組みを進めていく必要があります。

社会生活では、戸籍上の性別や見た目が重視されるため、本人が認識している性で生活をしていく上では、トイレ等の施設利用をはじめとしたさまざまな場面における男女の区分けに対して苦痛を感じたり、困難を抱える場合があります。

性的指向

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどの対象に向かうかを示す概念で、自分の意思で変えたり、選んだりできるものではないと言われており、同性や両性に指向を持つ人もいます。

「同性愛」については、平成2（1990）年にWHOが「同性愛はいかなる意味においても治療の対象としない」と宣言し、国際疾病分類（ICD）²²から除外されました。

同性パートナーの場合、法的な夫婦を対象とした制度やサービスが利用できず、困難を感じている場合があります。最近では、同性パートナーを結婚に準じる関係と認める同性パートナーシップ制度²³を導入する自治体もあります。

＜区の状況及び取組み＞

葛飾区では、第5次葛飾区男女平等推進計画において、「多様な性、多様な生き方を認める人権尊重の意識づくり」を新たに施策の方向に加え、性の多様性に関する正しい情報の提供や理解促進のための啓発活動や職員研修を実施しています。

²¹ 性同一性障害：医療機関を受診し、身体の性と性自認が一致しないと診断された人に対する医学的な診断名

²² 国際疾病分類（ICD）：異なる国や地域から、異なる時点で集計された死亡や疾病のデータの体系的な記録、分析、解釈及び比較を行うため、世界保健機関憲章に基づき、WHOが作成した分類

²³ 同性パートナーシップ制度：法律上の婚姻とは異なるものとして、男女の婚姻関係と異ならない程度の実質を備えた、戸籍上の性別が同じ二者間の社会生活における関係を「パートナーシップ」と定義し、一定の条件を満たした場合にパートナーの関係であることを証明する制度

また、区役所で使用している各種申請書類等の様式について、法令で定められているもの等を除き、不要な性別欄は設けないとの方針に基づき、削除の手続きや新たな様式に性別欄は設けない取組みを進めています。

公共施設においては、施設改修等の際に、性別に関わらず使用できるだれでもトイレを設置し、環境整備を図っています。

＜施策の方向性＞

- ◇性の多様性への理解を深め、性自認・性的指向を理由とする差別や偏見をなくし、すべての人々が尊重される社会の実現を目指します。
- ◇性の多様性に関する正しい情報の提供や理解促進、ハラスメント防止やプライバシー保護に配慮するため、職員研修、区民向けの講座・講演会やパンフレット配付等による啓発活動を行っていきます。
- ◇性自認・性的指向について悩みや困難を抱える人が、誰にも相談できずに社会的孤立を深めることがないよう、相談窓口を設置し、他の相談機関とも連携を図りながら、適切な支援を進めていきます。

○L G B Tとは

レズビアン（Lesbian：女性同性愛者）、ゲイ（Gay：男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者：Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender：出生時に（戸籍や出生届により）付けられた性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人）の代表的なセクシュアル・マイノリティの頭文字をとって作られた言葉です。

「性」は多様であり、このようなL G B Tの枠に当てはまらない人もいます。例えば、性的指向を持たない（あるいはとても弱い）Aセクシュアル、性自認が男女の2択に捉われないXジェンダー、D S D s（性分化疾患）等、性のあり方は人それぞれ異なっています。

また、性的指向（Sexual Orientation）及び性自認（Gender Ientity）の頭文字をとって、S O G I（ソジ・ソギ）と表現することもあります。

(9) 犯罪被害者とその家族

<現状と課題>

殺人、暴行、傷害、性犯罪、交通犯罪等による被害は、ある日突然、誰の身にも起こり得ます。犯罪被害に遭うと、身体を傷つけられ、生命を奪われるなどの身体的被害があるだけでなく、精神的・心理的衝撃を受けることにより、トラウマ（心的外傷）やPTSD（心的外傷後ストレス障害）の症状が残るなどの精神的被害も深刻です。また、生命・身体・財産等に対する直接の被害のみならず、稼ぎ手が失われるなどにより収入が途絶えるなどの財産的被害、メディアの過剰取材や周囲の人々から的心ないうわさや中傷・偏見による精神的苦痛等の二次的被害が起こることが懸念されます。

国では、平成17（2005）年に「犯罪被害者等基本法」及び「犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者等²⁴の権利利益の保護や支援に取り組んでいます。また、犯罪被害者等に対する国民の理解を深めるために「犯罪被害者週間」等の啓発事業を実施しています。

東京都では、平成28（2016）年に「第3期東京都犯罪被害者等支援計画」を策定し、犯罪被害者等への支援に取り組んでいます。

<区の状況及び取組み>

葛飾区では、警察署と連携して、パネル展示や啓発活動、犯罪被害者を講師に招いた講演会の開催等により、犯罪被害者への理解促進に取り組んでいます。

また、犯罪被害者とその家族が必要な支援につながることができるよう関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しを行うための犯罪被害者等総合的対応窓口を設けていますが、相談実績がなく、周知や支援にあたる職員のノウハウの蓄積が課題となっています。

表 犯罪被害者に関する近年の主な動向

年次	国・東京都	
H28(2016)	国	「犯罪被害者等基本法」改正、施行

²⁴ 犯罪被害者等：犯罪等により害を被った者、及びその家族又は遺族

<施策の方向性>

- ◇ 犯罪被害者等総合的対応窓口の周知を図るとともに、適切な支援を行うことができるよう、職員のスキルアップや関係部局や関係機関との連携強化を図り、窓口における支援体制を整備していきます。
- ◇ 犯罪被害者及びその家族が平穏な生活を取り戻していくためには、周囲の理解が欠かせません。犯罪被害者とその家族の立場に立って考え、支援することの大切さについて、理解促進を図るため、職員研修や啓発活動を実施します。

(10) 就労にかかわる人権問題

<現状と課題>

我が国では、日本国憲法第 27 条において、すべての国民に勤労の権利を保障しています。また、一般的に労働者は雇用主よりも弱い立場にあり、不利な労働条件を押し付けられやすい状況にあることから同第 28 条では、労働者の権利として、「団結権」「団体交渉権」「団体行動権」といった 3 つの権利を認めています。しかし、性別、年齢、障害の有無等を理由に、採用や労働条件に関する差別的取扱いが問題となっています。

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等、さまざまなハラスメントや劣悪な雇用管理を行う企業の存在による長時間労働や過重労働、賃金不払残業等といった問題も起きています。

また、長年にわたり非正規雇用者が増加していますが、非正規雇用者は、正規雇用者と比較して、雇用が不安定であることや、賃金が低いことなどが問題となっています。

平成 30（2018）年度に全国 380 か所の総合労働相談コーナーに寄せられた相談は約 112 万件でした。約 19 万件が労働基準法違反の疑いがあるものであり、また、いじめや嫌がらせ等の個別労働紛争の約 1 万件が労働局長による助言・指導の対象となっています。

国際労働機関（ILO）は、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）という考え方を打ち出しています。ディーセント・ワークとは、労働者の仕事に対する理想を示すものであり、具体的には権利が保障され、十分な収入を生み出し、適切な社会的保護が与えられる生産的な仕事を意味しています。日本でも、ディーセント・ワークの概念の普及に努めるとともに、さまざまな労働政策を推進することによりディーセント・ワークの実現に努めています。

<区の状況及び取組み>

葛飾区では、雇用・就業マッチング支援事業等により、区民の就労を支援するとともに、健全な企業育成や働きやすい職場づくりを推進するため、労働関連講習会の開催や事業者への労務相談等を実施しています。また、国が実施しているトライアル雇用制度やキャリアアップ制度を活用し、障害者や女性等の雇用促進、非正規雇用労働者の正規雇用労働者への転換等を促進しています。

区内企業に対しては、労働環境改善に向けた就業規則の改正等を行うアドバイザーの派遣や区内事業所向けの情報誌を発行し、働き方改革やハラスメント、ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を図るなど、労働者にとって働きやすい環境づくり

りに取り組んでいます。

表 就労にかかわる人権問題に関する近年の主な動向

年次	国・東京都	
H27(2015)	国	「女性活躍推進法」施行
H28(2016)	国	「障害者雇用促進法」改正、施行
H29(2017)	国	「男女雇用機会均等法」改正、施行
H31/R1 (2019)	国	「労働者派遣法」改正、施行 「働き方改革関連法」施行 「出入国管理及び難民認定法」改正、施行 「女性活躍推進法」改正、施行

＜施策の方向性＞

- ◇女性、若者、高齢者、障害者など働く意欲のあるすべての人々が、能力を発揮し、安心して働き、安定した生活を送ることができるようキャリアアップや就労を支援します。
- ◇人権が尊重された公正な採用選考の実施や公正採用選考人権啓発推進員の設置に向けて、普及啓発を図ります。
- ◇働き方改革の観点からも、労働環境への配慮の必要性が高まっています。労働者、事業主のそれぞれが人権を尊重する職場づくりを推進するよう意識啓発に取り組みます。
- ◇誰もが豊かな人生を生きられるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業の取組みを支援します。

(11) インターネットにかかる人権問題

<現状と課題>

近年のスマートフォンやタブレット端末等の普及により、いつでもどこでもインターネットに接続ができるようになりました。しかし、その匿名性、情報発信の安易さから、インターネットを利用したセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメント、部落差別や障害者、外国人等に関する差別的な書き込みやプライバシー侵害、名誉棄損等の人権侵害が深刻化しています。また、スマートフォン等を介して不正なアプリケーションをインストールさせ情報を流出させるなど、悪質な事件も発生しています。

インターネット上で、掲示板等に書き込みが行われると、その内容がコピー・転載され、急速に世界中に広まってしまいます。

プライバシーの侵害や差別的書き込み等の人権侵害を受けた場合には「プロバイダ責任制限法」に基づき、プロバイダ等に対して当該情報の停止・削除の申し入れや発信者の情報開示を求めることができます。しかし、情報の発信者やサイト管理者が特定できないなどの理由から、書き込みをインターネット上から完全に消すことは困難であり、誹謗中傷や個人情報等が不特定多数の人々に長期間にわたって公開され、他人から受ける社会的評価を低下させるなどの回復しがたい重大な損害を与える危険があります。

また、子どもたちの間にも、スマートフォンやSNSが普及し、SNS上におけるいじめが社会問題となっているほか、子どもたちがインターネットを通じた誘い出しにより性的被害や暴力行為に遭うなど、犯罪の被害者となるケースが発生しているだけでなく、犯罪の加害者になるケースさえ生じています。こうした状況に対して、平成30（2018）年にはフィルタリング²⁵の利用促進を図るため「青少年インターネット環境整備法」が改正されました。

<区の状況及び取組み>

平成30（2018）年度の葛飾区世論調査によれば、区民の約8割がスマートフォンを利用していると回答をしており、多くの区民がインターネット環境に触れていると考えられます。

こうした状況を踏まえ、葛飾区では、区民がインターネットによる人権侵害に巻き込まれることがないよう講座の開催や人権広報紙等を活用した啓発活動を行っています。

²⁵ フィルタリング：インターネット上のウェブページ等において、指定した条件によって通信を許可したり、遮断したりする機能

また、教職員や保護者向け情報モラル研修の実施及び児童・生徒への情報モラル教育の推進を図るとともに、SNSを安全に利用できるように葛飾区立中学校の生徒が作成した「SNSかつしかっ子ルール」を周知するなど、児童・生徒の健全育成やネットトラブル等の未然防止の取組みを実施しています。

表 インターネットにかかる人権問題に関する近年の主な動向

年次	国・東京都	
H21(2009)	国	「青少年インターネット環境整備法」施行
H25(2013)	国	「不正アクセス禁止法」改正、施行
H26(2014)	国	「リベンジポルノ被害防止法」施行
H30(2018)	国	「青少年インターネット環境整備法」改正、施行

＜施策の方向性＞

- ◇インターネット利用にあたり、利便性を享受するだけでなく、他者の人権の配慮に心がけること、適切な情報セキュリティ対策をとること、ルールやマナーを守ること等について啓発します。
- ◇児童・生徒が情報社会において正しい判断や考えをもって行動のできる能力を育てるため、年齢に応じた情報モラル教育の推進を図ります。

(12) 災害に伴う人権問題

<現状と課題>

東日本大震災や平成 30（2018）年 7 月豪雨等の災害においては、多くの人々が避難生活を余儀なくされました。

避難所等では、プライバシーの確保や女性、高齢者、障害者、外国人等への十分な配慮が行き届かないこと等が問題となり、また長期にわたる避難生活による被災者のストレスが原因で、嫌がらせやいじめ等の人権侵害も発生しました。

福島第一原子力発電所の事故により避難された人々に対しても、偏見や根拠のない思い込み、風評に基づく人権侵害が生じています。

災害は多くの人命を危険にさらし、被災者の生活や働く場所を奪い、被災者は大きな被害を受け、その不安やストレスは計り知れません。

支援者はそうした被災者の状況を理解し、人権に配慮しながら、支援していくことが大切です。

<区の状況及び取組み>

葛飾区では、「葛飾区地域防災計画」に基づいて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進しています。平成 29（2017）年度には、女性のための防災対策等検討委員会を設置し、災害時に女性が抱える問題の解決に向けた検討を行っています。

葛飾区や自治町会、学校、保育園、幼稚園等、地域や各施設において、防火防災訓練を定期的に実施しており、区職員や区民の避難、情報伝達、応急対応等の習熟を図っています。避難の支援が必要と思われる高齢者や障害者等の避難行動要支援者については、避難行動を支援するために氏名や住所等の名簿を作成し、警察署・消防署や自治町会、葛飾区民生委員児童委員協議会等の避難支援等関係団体との連携による支援体制の整備を図っています。また、一般の避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れるために、福祉避難所の確保を図るとともに、開設・運営等を円滑に行えるよう福祉関係者や要配慮者等が参加した実地訓練を行っています。防災無線やホームページ等で災害情報を得ることが難しい視覚・聴覚障害者に対して、電話、ファックスを通じて災害情報を提供する取組みも進めています。

外国人に対しては、外国語対応の生活ガイドブックの作成及び配布等、防災意識の啓発を推進しています。また、外国語の表記の街区表示板、避難標識の設置も進めています。

表 災害に伴う人権問題に関する近年の主な動向

年次	国・東京都		葛飾区
H24(2012)	国	「原発事故子ども・被災者支援法」施行	
H25(2013)	国	「災害対策基本法」改正、施行 (避難行動要支援者名簿作成の義務付け等)	
H26(2014)			「葛飾区災害時要配慮者避難支援計画」策定
H28(2016)			「葛飾区震災復興マニュアル（くらし・産業編）」策定
H31/R1 (2019)	国	「災害救助法」改正、施行	「葛飾区災害時受援計画」策定

<施策の方向性>

- 「葛飾区地域防災計画」に基づき、災害に伴う人権施策に取り組みます。
- ◇災害時の避難所運営にあたっては、プライバシー（更衣、授乳、トイレ、就寝スペース等）の確保や要配慮者や女性等、さまざまな人権の配慮に努めます。
 - ◇防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進します。
 - ◇関係各課や関係機関、自治町会、葛飾区民生委員児童委員協議会等と連携し、災害予防から避難、応急対策等のそれぞれの段階における、高齢者や障害者等の要配慮者への支援体制を強化します。
 - ◇平常時から地域における要配慮者の情報把握や訓練の実施等による要配慮者への理解促進を図り、地域の共助力を高め、災害から一人でも多くの生命を守ります。
 - ◇一般の避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れる福祉避難所の確保を図ります。
 - ◇災害時においても、葛飾区は情報を迅速・正確に発信するとともに、区民が的確な行動がとれるよう通信手段の多様化²⁶への対応及び周知を図り、確実に情報が誰にでも伝わるように取り組みます。

²⁶ 通信手段の多様化：「レアラート（災害発生時に地方公共団体等が、多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤）」の活用や「防災情報サービス（気象庁が発報する緊急地震速報や葛飾区が配信する防災行政無線の放送内容をケーブルテレビの専用端末を介して提供を行う）」等

(13) さまざまな人権問題

① 個人情報・プライバシー

近年の情報通信技術の飛躍的な進展により、多種多様かつ膨大なデータの収集・分析が可能となっており、そのうち個人の行動・状態等に関する情報については、特に利用価値が高いとされています。一方、こういった個人情報が漏えいし悪用されると、SNS等で不正にアカウントを乗っ取られたり、知らない企業等からダイレクトメールが届くなど、個人の人権侵害につながってしまうおそれがあります。

また個人の間においても、本人の了解を得ずに公にしていない秘密を暴露されてしまうアウティング行為やインターネット上の掲示板等に個人情報を無断で公開されるなど、他人のプライバシーを侵害する行為が問題となっています。

葛飾区では、「葛飾区個人情報の保護に関する条例」を制定後、逐次改正を行うとともに、情報セキュリティ対策を進めるなど、葛飾区が管理する個人情報の適正な取扱いに努めています。

② 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、偏見があり、住居確保や就職が困難であったり、悪意のある噂が流されたりするなどの問題が起きており、社会復帰の障害となっています。社会に復帰する努力を重ねても、経歴に係る風評等により、本人の更生意欲がそがれたり、更生そのものが阻害されたりする場合も少なくありません。また、家族に対する差別や偏見もあります。国は、平成28(2016)年12月に「再犯防止推進法」を制定し、国民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、再犯防止等に関する施策を推進しています。

「葛飾区保護司会」が、刑を終えて出所した人たちの居場所の確保や就労支援、加害者家族に対する偏見を見逃さない取組みを進めています。

③ 人身取引（トラフィッキング）

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。国は、平成16(2004)年4月、内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置し、人身取引の撲滅、防止、人身取引被害者の保護等を目的とする「人身取引対策行動計画2014」が策定しました。

葛飾区では、人身取引問題への理解促進を図るため、講座や映画会の開催等により、啓発を行っています。

④ 親子関係・国籍

国際結婚が増加している中、結婚生活が破たんした際、一方の親がもう一方の親の同意を得ることなく、子を母国に連れ出し、もう一方の親に面会させないといった「子の連れ去り」や、日本人と外国人との間に生まれた子が、親から認知されないなどで、無国籍となる問題が起きています。国は平成 26 (2014) 年に「子の連れ去り」を解決するため「ハーグ条約」を批准しています。

また、法律上婚姻関係にある男女の間に生まれた子（嫡出子）とそうでない子（婚外子、非嫡出子）との間をめぐる問題もあり、婚外子は就学、就職、結婚等において差別される場合があります。

葛飾区では、親子関係の相談や外国人生活相談を実施しています。

⑤ 北朝鮮拉致問題

北朝鮮当局による日本人の拉致問題は、我が国の主権に対する侵害であるとともに、重大な人権侵害です。現在、日本政府は 17 名の日本人を拉致被害者として認定しており、そのうち 5 名は平成 14 (2002) 年に帰国が実現しました。

国は平成 18 (2006) 年 6 月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、国民世論の啓発を図るよう努めること等を国及び地方公共団体の責務としています。

葛飾区でも、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」にパネル展示等の啓発活動を行っています。

⑥ アイヌの人々

アイヌの人々は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を持っていますが、近世以降の同化政策等により、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難く、また、迫害等により長く差別と困窮を強いられてきました。平成 19 (2007) 年に、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会で採択されたことを受け、日本では、平成 20 (2008) 年に国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されましたが、アイヌの人々に対する理解不足から差別や偏見が依然として存在しています。

平成 31 (2019) 年 4 月には、日本の法律としてアイヌの人々を初めて先住民族と明記した、生活格差を解消するための「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立しました。

⑦ 路上生活者（ホームレス）

国は、平成 14 (2002) 年に「ホームレス自立支援法」を制定し、ホームレスに対する福祉・就労・住居・保険・医療等の分野における総合的な取組みを進めてきました。そ

の結果、ホームレスの数は全国的に減少しましたが、その一方で、高齢化や長期化が問題となっています。平成 31（2019）年度の路上生活者概数調査によれば、葛飾区内でもホームレスの存在が確認されています。

ホームレスに対しては、差別や偏見に基づく暴力や嫌がらせ等の人権侵害が発生しています。国が平成 30（2018）年に策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、ホームレスに対する差別や偏見を解消し、人権尊重思想の普及に取り組むこと等が示されています。

葛飾区では、東京都と特別区の共同事業として「自立支援センター」を開設し、自立へ向けた支援を行っています。また、河川敷や公園等にいる路上生活者の方へ、緊急一時保護事業等を案内する「巡回相談事業」も実施しています。

表 さまざまな人権問題に関する近年の主な動向

年次	国・東京都	
H21(2009)	国 拉致問題	「強制失踪条約」締結
H26(2014)	国 親子問題	「ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）」締結 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行
H28(2016)	国 出所者	「再犯防止推進法」施行
H29(2017)	国 ホームレス 国 プライバシー	「ホームレス自立支援法」改正、施行 「個人情報保護法」改正、施行
H31/R1 (2019)	国 アイヌ	「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行

＜施策の方向性＞

◇社会の発展や価値観の変化に伴い、人権の問題は多様化・複雑化しており、日常生活のあらゆる場面において発生する新たな人権課題について、正しい情報の普及と理解促進を図っていきます。

4. 身近な人権

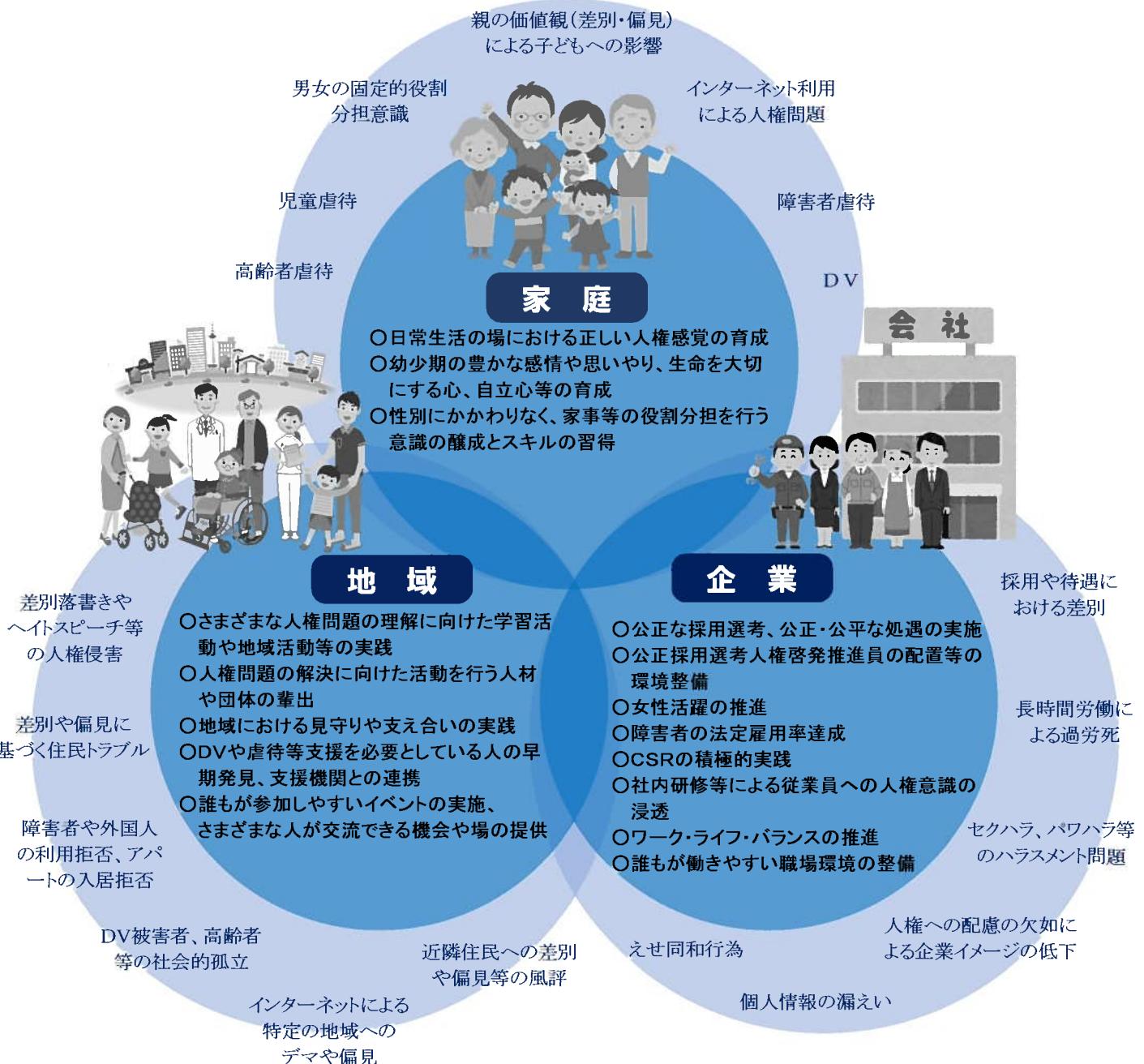
(1) ライフステージと人権

ライフステージ別に人権尊重意識の醸成（例）と直面する可能性のある主な人権課題を整理します。

ライフステージ	人生の主な出来事	人権とのかかわり		すべてのライフステージに共通する課題
		人権尊重意識の醸成（例）	直面する可能性のある主な人権課題	
乳幼児期（0～6歳）	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園等入園 ・生活習慣の基礎確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分を大切にする、他人を思いやる感情の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待 ・子どもの貧困問題 	<ul style="list-style-type: none"> ・性別による固定的役割分担
学齢期（7～17歳）	<ul style="list-style-type: none"> ・就学 ・地域とのふれあい 	<ul style="list-style-type: none"> ・他人を思いやり、正義感や公正さを重んじるなど、豊かな人間性の育成 ・自立心や責任感の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待 ・いじめ、不登校 ・デートDV ・JKビジネス ・子どもの貧困問題 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別 ・同和問題 ・外国人差別、民族差別 ・疾病への差別
青壯年期（18～64歳）	<ul style="list-style-type: none"> ・就職、結婚 ・家事、育児 ・親の介護 ・近所付き合い 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権を尊重するための積極的な学習 ・自分、他者の人権を守るための意識の醸成 	<ul style="list-style-type: none"> ・就職、待遇面での差別 ・セクハラ・パワハラ ・結婚差別 ・DV（デートDVを含む） ・子どもへの虐待 ・社内でのいじめ ・長時間労働・過労死 ・不当解雇 	<ul style="list-style-type: none"> ・性自認・性的指向による差別 ・犯罪被害 ・インターネットによる人権侵害 ・災害に伴う人権侵害 ・プライバシー侵害
高齢期（65歳以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・退職 ・子どもの独立 ・介護サービス利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊富な経験や能力を生かした社会活動への参加 ・自立と生きがいづくりに向けた活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待 ・消費者被害 ・住宅問題 ・社会的孤立 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームレス

(2) 生活と人権

生活（家庭、地域、企業）面を取り巻く人権課題と、それぞれの場で人権課題解決のために期待される役割について主なものを整理します。



IV 人権施策の推進に向けて

1. 啓発事業・教育・相談体制の充実

(1) 啓発事業の充実

葛飾区では、これまでさまざまな人権課題を取り上げ、講座や講演会等を通して、区内に人権について考える機会を提供することで、人権啓発に努めてきました。今後も、人権課題の多様化・複雑化や新たな人権課題等の最新の情報や考え方を踏まえた啓発活動を推進します。

また、企業が行う人権にかかわる自主的な取組みを促すとともに、企業向けの啓発事業を実施します。

啓発活動の実施にあたっては、インターネットやマスメディア等のさまざまな媒体の活用や参加体験型研修の実施等、より有効な啓発方法を調査・研究し、実施します。

(2) 人権教育・研修の充実

葛飾区教育委員会では、「かつしか教育プラン（葛飾区教育振興基本計画）」に基づき「人権感覚・社会性や道徳性の育成」に向けて、全教育活動を通して、互いの人格を尊重し合い、差別や偏見、いじめを許さない人権感覚を身に付けた児童・生徒の育成を図ります。

また、すべての学校・幼稚園に配置されている人権教育担当を中心に各校園における人権教育の推進に一層取り組み、定期的な人権教育研修や研究活動等を通して、児童・生徒一人ひとりの人権を尊重できるように、教員の理解促進や人権意識の向上を図り、人権教育の充実につなげます。

社会教育においては、人権尊重の理念を基礎として、あらゆる生涯学習事業の推進に取り組むとともに、人権に関する学習を推進します。

また、行政の仕事はすべて人権に深いかかわりを持つことから、職員一人ひとりが、あらゆる場面において、人権に配慮し、職務を遂行できるよう、引き続き人権感覚を身に付けるための人権研修の充実を図ります。職員研修にあたっては日常的な業務の中で配慮すべき事項等が意識化できるよう、身近で具体的な研修内容を盛り込みます。

(3) 相談・支援体制の充実

区民が人権に関する課題に直面したときには、早期に相談窓口につながり、専門的な助言や適切な支援を得ることが重要です。葛飾区では、各人権課題に応じたさまざまな相談事業を実施していますが、最近では複合的な人権課題を抱える相談や新たな人権課題に関する相談に対しても、対応が求められています。

こうした状況に対応するため、各分野ごとの相談窓口間や関係機関との情報共有や連携強化に努めるとともに、東京法務局や公益財団法人東京都人権啓発センター等の公的機関や弁護士会等の団体が設けている相談窓口との連携や活用を図り、幅広い課題に対応していきます。また、区民がより相談しやすい体制を構築していくために、相談方法等の研究を行っていきます。

誰もが早期に相談窓口につながることができるよう区内外の窓口一覧の作成等、各種相談窓口のより一層の周知を図り、相談しやすい環境づくりに努めます。

2. 国・都との連携

近年、インターネットによる人権侵害に代表されるように、人権課題は一自治体のみでの解決にとどまらず広域的な対応が必要となる課題が多く存在しています。国や都との役割分担を踏まえ、積極的に情報共有を図り、一層の連携強化に努めます。

3. 区民及び企業等との協働

人権尊重の理念を地域に浸透させていくためには、区民や企業等との協働が不可欠です。人権擁護委員や民生委員、保護司、差別解消のために運動している団体等と協働し、人権啓発活動等の人権課題の解決に向けた取組みを推進します。

区民や民間事業者、企業における人権啓発活動や人権研修等を支援するなど、区民や企業の人権にかかわる自主的な取組みを促し、人権施策における協働を推進していきます。また、人権課題に取り組む団体等との連携強化を図り、相談事業や啓発事業等の実施にあたり、専門的な知識とノウハウを活用した効果的な取組みを推進します。

4. 人権施策の推進の体制

人権課題は、個別課題が多岐にわたり、複雑化・多様化していることに加え、最近では、複合的な課題への対応が求められています。こうした状況に対応していくため、府内においては、人権施策推進幹事会・本部会を中心に、情報共有を図り、課題解決に向けた組織横断的な取組みを一層、推進します。

資料編

1. 葛飾区人権施策推進指針策定経過

○葛飾区人権施策推進のあり方懇談会

日時	内容
令和元年 7月 5 日 第1回懇談会	<ul style="list-style-type: none">・葛飾区人権施策推進のあり方懇談会委員委嘱・葛飾区人権施策推進指針の改定について・「葛飾区人権施策推進指針（改定版）」のたたき台について・関係団体へのヒアリングについて
8月 20 日 第2回懇談会	<ul style="list-style-type: none">・関係団体へのヒアリング実施状況について・「葛飾区人権施策推進指針（改定版）」素案について
10月 10 日 第3回懇談会	<ul style="list-style-type: none">・「葛飾区人権施策推進指針（改定版）」素案について・パブリックコメント実施概要（案）について
令和2年 2月 10 日 第4回懇談会	

○庁内会議

日時	内容
令和元年 6月 11 日 第1回人権施策推進本部幹事会	<ul style="list-style-type: none">・葛飾区人権施策推進指針の改定について・葛飾区人権施策推進指針のあり方懇談会資料について
6月 20 日 第1回人権施策推進本部会	<ul style="list-style-type: none">・葛飾区人権施策推進指針の改定について
7月 30 日 第2回人権施策推進本部幹事会	<ul style="list-style-type: none">・関係団体へのヒアリング実施状況について・「葛飾区人権施策推進指針（改定版）」素案について
9月 17 日 第3回人権施策推進本部幹事会	<ul style="list-style-type: none">・「葛飾区人権施策推進指針（改定版）」素案について・今後のスケジュール（予定）について
10月 29 日 第4回人権施策推進本部幹事会	<ul style="list-style-type: none">・「葛飾区人権施策推進指針（改定版）」素案について・パブリックコメント実施概要（案）について
10月 31 日 第2回人権施策推進本部会	<ul style="list-style-type: none">・「葛飾区人権施策推進指針（改定版）」素案について
令和2年 2月 18 日 第5回人権施策推進本部幹事会	
2月 27 日 第3回人権施策推進本部会	

○区民意見提出手続制度（パブリックコメント）

実施期間	閲覧場所
令和元（2019）年 12月 16 日～	区政情報コーナー、区民事務所、区民サービスコーナー、図書館、地区図書館、ウェルビアかつしか、健康プラザかつしか、保健センター、シニア活動支援センター、人権推進課（男女平等推進センター）
令和2（2020）年 1月 14 日	閲覧場所：計 30 か所

2. 葛飾区人権施策推進のあり方懇談会設置要綱

19葛総人第97号
平成19年6月1日
区長決裁

(設置)

第1 すべての区民の人権が尊重される地域社会の実現を目指し、葛飾区の人権施策の基本的な考え方及び施策の方向性を明らかにするため、「葛飾区人権施策推進指針」の改定にあたり、専門的な見地から助言を得ることを目的とし、葛飾区人権施策推進のあり方懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 懇談会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を区長に提言する。

- (1) 葛飾区の人権施策の基本的な考え方及び施策の方向性に関すること。
- (2) その他すべての区民の人権が尊重される地域社会実現のための施策に関し必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3 懇談会は、区長が委嘱又は任命する、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 区長が必要と認める者 3人以内

(委員の任期)

第4 委員の任期は委嘱又は任命の日から、所掌事項についての検討が終了し、検討結果を区長に提言する日までの間とする。

(座長及び副座長)

第5 懇談会に座長及び副座長を置く。
2 座長は委員の互選により、副座長は座長の指名により定める。
3 座長は懇談会の会議を主宰する。
4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(懇談会の招集等)

第6 懇談会は、座長が招集する。
2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を懇談会に出席させることが

できる。

(公開)

第7 懇談会は、公開で行うものとする。ただし、公開することにより、率直な意見の交換若しくは会議の中立性が損なわれるおそれ、会議に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるときは、座長の判断により非公開とすることができます。

2 懇談会の会議録は、公開するものとする。ただし、葛飾区情報公開条例第9条に規定する公開しないことができる情報に該当する場合を除く。

(事務局)

第8 懇談会の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

(委任)

第9 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

付 則

この要綱は、平成19年6月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月18日から施行する。

葛飾区人権施策推進のあり方懇談会委員名簿

委員氏名	職業・役職等	備考
木村 俊介	明治大学公共政策大学院教授	座長
内田 龍史	関西大学社会学部教授	副座長
鈴木 秀洋	日本大学危機管理学部准教授	
石渡 繢嘉	弁護士	
岩田 敦子	東京人権擁護委員協議会葛飾地区委員会代表	
小林 隆猛	葛飾区民生委員児童委員協議会会长	

(敬称略)

3. 葛飾区人権施策推進本部会設置要綱

昭和48年2月22日
区長決裁

(設置)

第1条 葛飾区の人権施策の企画、立案及び事業執行の調整並びに情報連絡の積極的推進を図るため、葛飾区人権施策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 本部は、本部会議及び幹事会をもって構成する。

(本部会議の組織)

第3条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、区長とする。
- 3 副本部長は、総務部担任の副区長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1の職にある者をもって充てる。

(本部会議の審議事項等)

第4条 本部会議は、次の事項について審議を行うほか、必要により関係者から説明又は報告を受けるものとする。

- (1) 基本計画及び重要事業計画の決定及び変更に関すること。
- (2) 予算見積りに関すること。
- (3) 各部及び教育委員会（以下「各部」という。）の所管に係る重要事業の執行の調整に関すること。
- (4) 前各号のほか本部長が必要と認める事項に関すること。

(本部長の職務)

第5条 本部長の職務は、次のとおりとする。

- (1) 本部を総括し、及び代表すること。
- (2) 本部会議を招集し、及び主宰すること。

(副本部長の職務)

第6条 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が必要と認めるときは、その職

務を代行する。

(幹事会の組織)

- 第7条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
2 幹事長は、総務部長をもって充て、幹事会を主宰する。
3 幹事は、次の職にある者をもって充てる。

政策企画課長、総務課長、広報課長、人事課長、施設管理課長、地域振興課長、文化国際課長、産業経済課長、環境課長、福祉管理課長、高齢者支援課長、障害援護担当課長、地域保健課長、育成課長、子ども家庭支援課長、調整課長、教育委員会事務局教育総務課長、教育委員会事務局指導室長、教育委員会事務局生涯学習課長、区議会事務局次長

- 4 幹事会は、必要があると認められるときは事案に關係のある課長を出席させることができる。

(幹事会の審議事項等)

- 第8条 幹事会は、本部会議の命を受け、本部会議に付議する事案の準備又は本部会議の決定した事案の執行に伴う必要な事項のうち、次の各号に掲げるものについて審議し、及び情報を交換する。

- (1) 基本計画及び重要事業計画に関すること。
(2) 各部等の所管に係る事業の執行の調整に関すること。
(3) 前各号のほか、本部会議が必要と認める事項に関すること。

(庶務)

- 第9条 本部の事務は、総務部人権推進課において処理する。

付 則

この要綱は、昭和48年2月22日から適用する。

付 則（中間省略）

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

別 表（第3条関係）

職名
総務部担任以外の副区長
教育長
政策経営部長
オリンピック・パラリンピック担当課長
総務部長
区長室担当部長
施設部長
地域振興部長
危機管理・防災担当部長
産業観光部長
環境部長
福祉部長
健康部長
子育て支援部長
都市整備部長
交通・都市施設担当部長
街づくり担当部長
会計管理者
教育次長
学校教育担当部長
区議会事務局長